

資 產 稅

資産税関係 目次

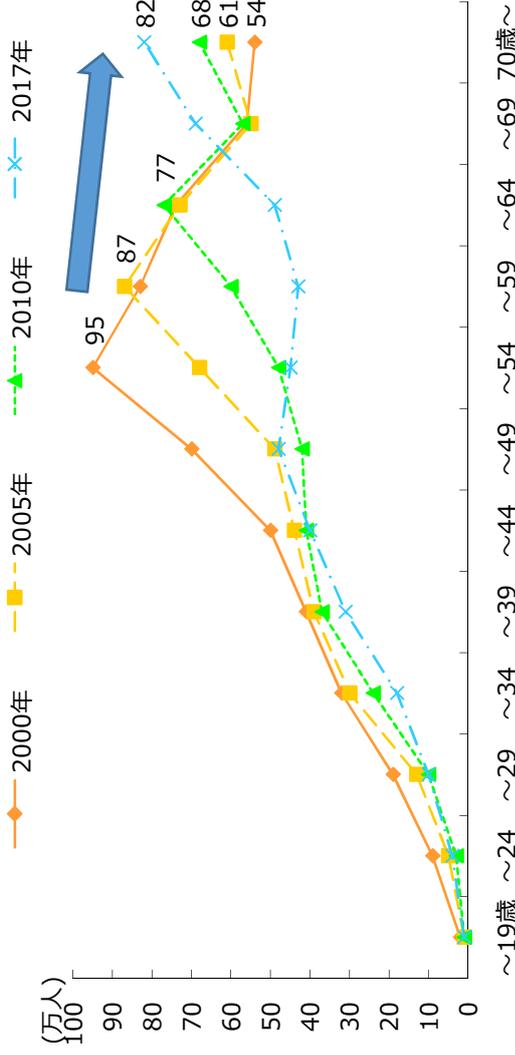
I	相続・贈与税関係	
1	個人の事業承継税制（事業用財産についての納税猶予）の創設	
(1)	制度創設の背景	2
(2)	制度の概要	3
2	民法（相続法・成年年齢）の改正に伴う見直し	
(1)	民法（相続法）改正の経緯及び概要	8
(2)	相続税の対応（配偶者居住権・特別寄与料）	10
(3)	民法（成年年齢）の改正に伴う見直し	15
3	小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例の見直し	16
4	法人の事業承継税制（非上場株式についての納税猶予）の見直し	17
5	教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の見直し	19
6	結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の見直し	21
《参考》	個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の概要	22
	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の概要	23
	教育費の範囲の改正の概要（イメージ）	24
	教育資金管理契約の終了事由の改正の概要	25
	贈与者死亡時の相続税課税等の比較（イメージ）	26
	個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版 事業承継税制）のあらまし	28
II	土地建物等の譲渡所得及び株式等の譲渡所得等関係	
	令和元年度 税制改正のあらまし	40
III	その他	
	登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ	44

1 個人の事業承継税制(個人の事業用資産についての納税猶予)の創設

(1) 制度創設の背景

※中小企業庁作成資料から作成

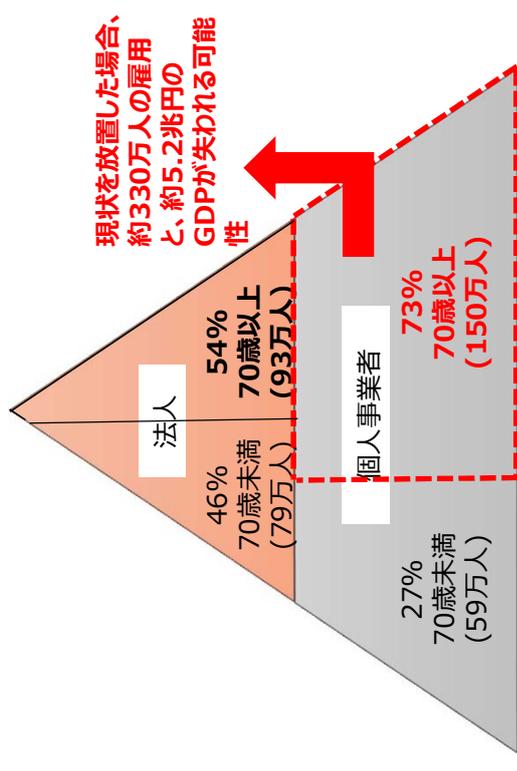
年齢階級別に見た自営業主数の推移



資料：総務省「労働力調査(基本集計)」

(注)1.非農林業について集計している。 2.ここでいう自営業主とは、個人経営の事業を営んでいる者をいう。

中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



現状を放置した場合、約330万人の雇用と、約5.2兆円のGDPが失われる可能性

平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

平成30年度税制改正大綱(抄)

第三 検討事項

5 個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

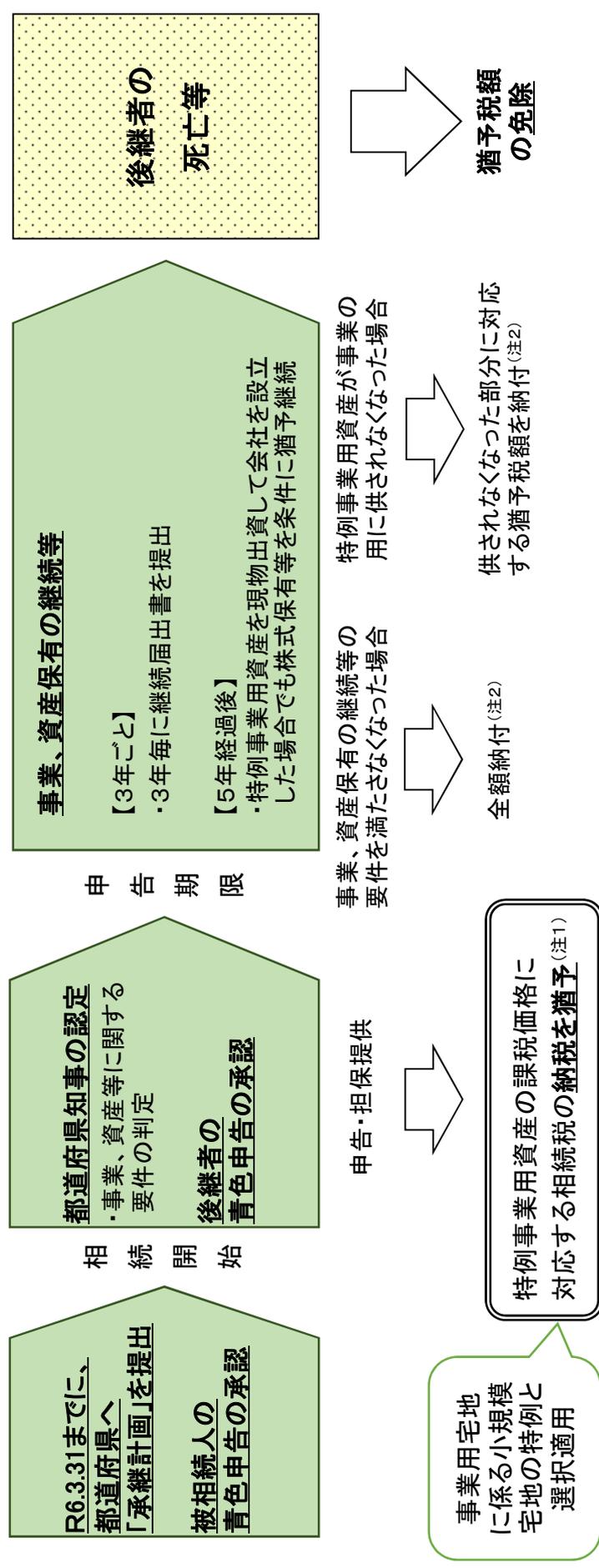
平成29年12月14日 自由民主党・公明党

1 個人の事業承継税制(個人の事業用資産についての納税猶予)の創設

(2) 制度の概要(全体の流れ)

○ 特定事業用の小規模宅地の特例との選択適用で、10年間[※]の時限措置として、個人事業者の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度を創設する。
 ※ 平成31年1月1日から令和10年12月31日まで

※ 贈与税の納税猶予についても、基本的には同様の仕組み。
 (贈与者死亡時に相続税の納税猶予に切替え可)



(注1) 被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額から当該債務の額(明らかに事業用でない債務の額を除く。)を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする。

(注2) 猶予税額の納付に併せて利子税を納付。 年3.6%〔特例:0.7%[※]〕 ※特例基準割合1.6%の場合。

1 個人の事業承継税制(個人の事業用資産についての納税猶予)の創設

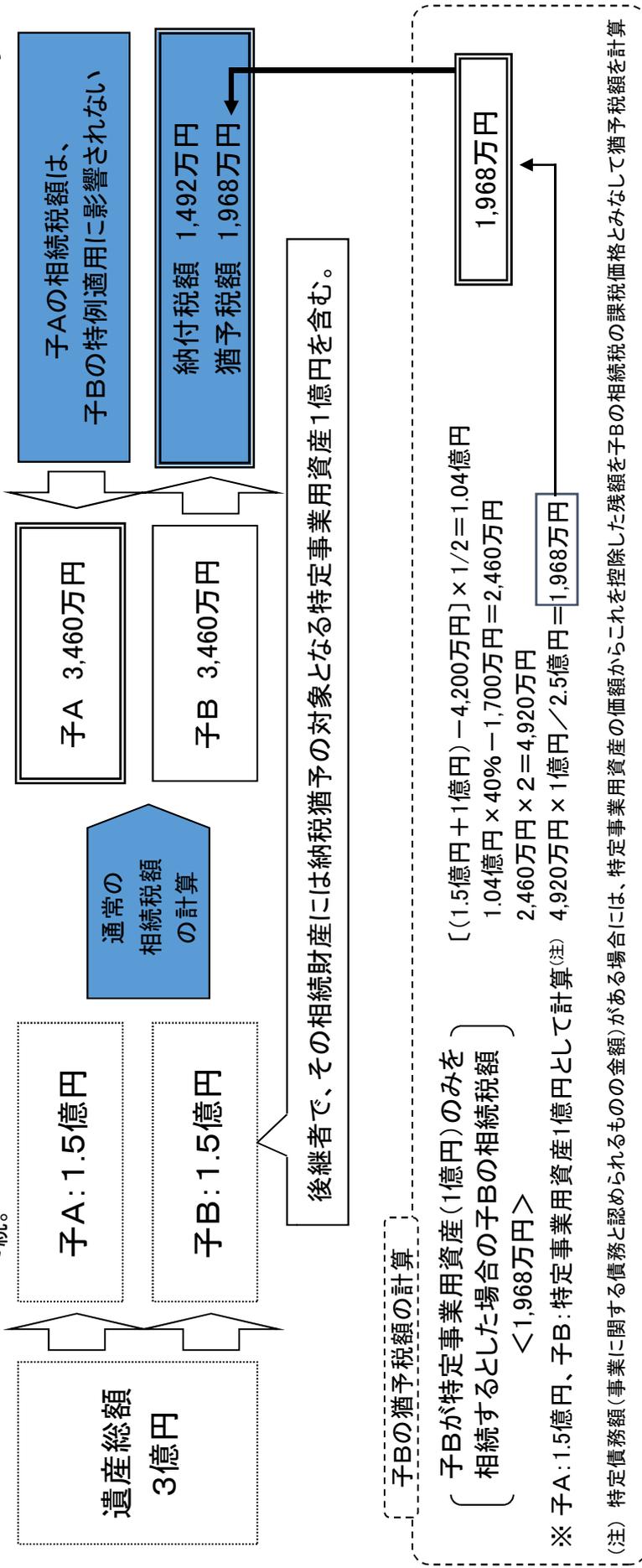
(2) 制度の概要(相続税の納税猶予税額の計算方法)

○ 特例の適用により、後継者以外の相続人の税額に影響を与えないようにする。

計算例

【計算の前提】

- ・遺産総額は3億円。
- ・子2人(A・B)が法定相続分により相続し、子B(後継者)が納税猶予の対象となる特定事業用資産(1億円)を相続。



贈与税の場合も、上記と同じ考え方で計算する。

⇒ 受贈資産全体で1回、特例対象となる財産で1回、贈与税の計算をし、差額を納付する。

1 個人の事業承継税制(個人の事業用資産についての納税猶予)の創設

(2) 制度の概要(特定事業用資産、特例事業用資産)

【特定事業用資産】

所得税の青色申告書の貸借対照表に計上されている資産で以下の範囲内のものが特例の対象

種類	内容	限定
宅地等	土地及び土地の上の存する権利	面積400㎡まで
減価償却資産	建物	床面積800㎡まで
	有形減価償却資産	固定資産税、自動車税・軽自動車税(営業用)の課税対象+α(バイクなど)
	無形減価償却資産	(所得税法施行令6条8号)
	生物	(所得税法施行令6条9号)

※減価償却しない財産(金融資産、少額減価償却資産、減耗しない資産(美術品・貴金属)、棚卸資産など)は対象外

上記の特定事業用資産のうち、相続税(贈与税)の申告書に特例の適用を受けるものとして記載されたものが「特例事業用資産(特例受贈事業用資産)」として管理の対象となる。

1 個人の事業承継税制(個人の事業用資産についての納税猶予)の創設

(2) 制度の概要(確定事由及び免除事由の一覧)

※税目を明示していないものは、相続税・贈与税共通

確定事由	
全部 確定	① 事業を廃止した場合、破産手続開始の決定があった場合
	② 資産保有型事業、資産運用型事業、性風俗関連特殊営業に該当した場合
	③ 事業所得の収入金額が零になった場合
	④ 対象資産の全てが青色申告のB/Sに計上されなくなった場合
	⑤ 青色申告の承認が取り消された場合
	⑥ 取りやめの届出書を提出した場合
	⑦ 青色申告の承認申請中に特例を適用したが、却下されたとき(相続税)
一部 確定	⑧ 事業の用に供されなくなった場合 (譲渡、現物出資など)
	⑨ 買い換えた場合(特例あり)
	⑩ 現物出資した場合(特例あり)

免除事由
① 特例適用者(受贈者、相続人等)の死亡
② 贈与者の死亡(贈与税)
③ 5年経過後、後継者に対象資産を一括贈与
④ 一定の継続困難事由 (身体障害1級・2級、精神障害1級など)

“廃棄”は、確定せず猶予が継続。ただし、廃棄を証明する書類を提出(現金化していないかを確認)。※証明できない場合には、確定⇒納付。

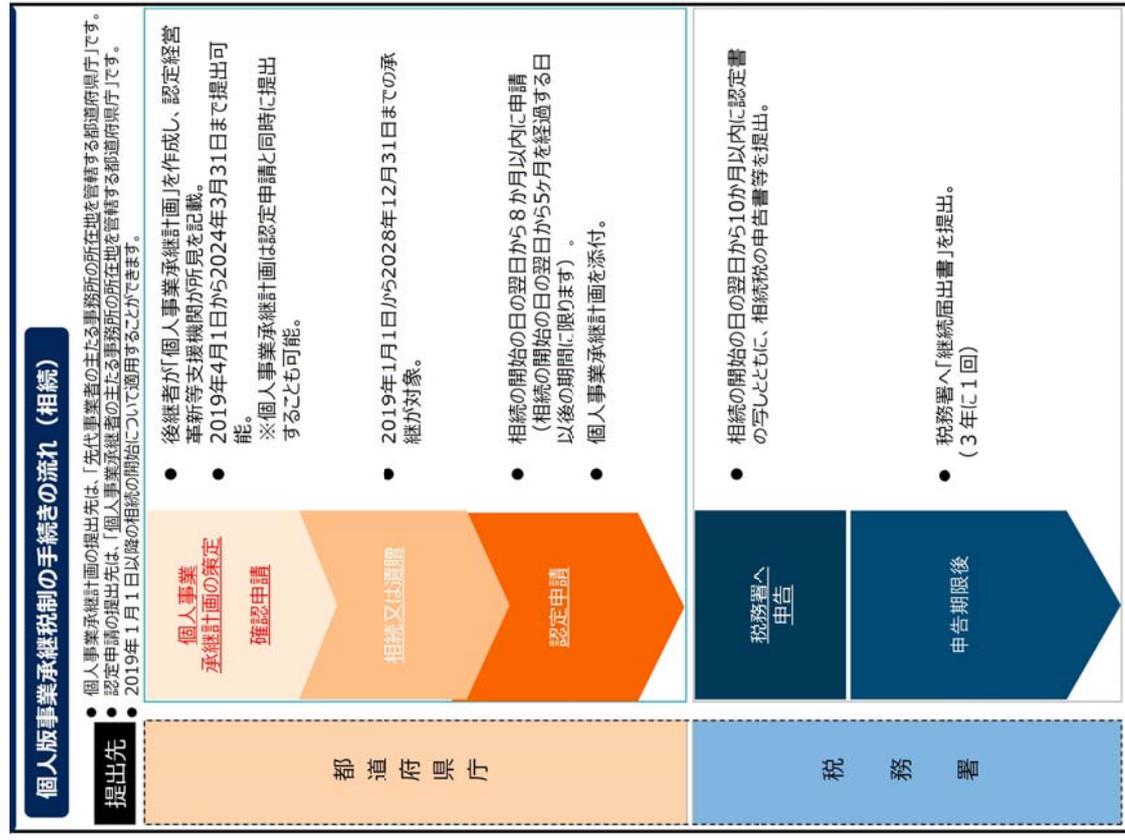
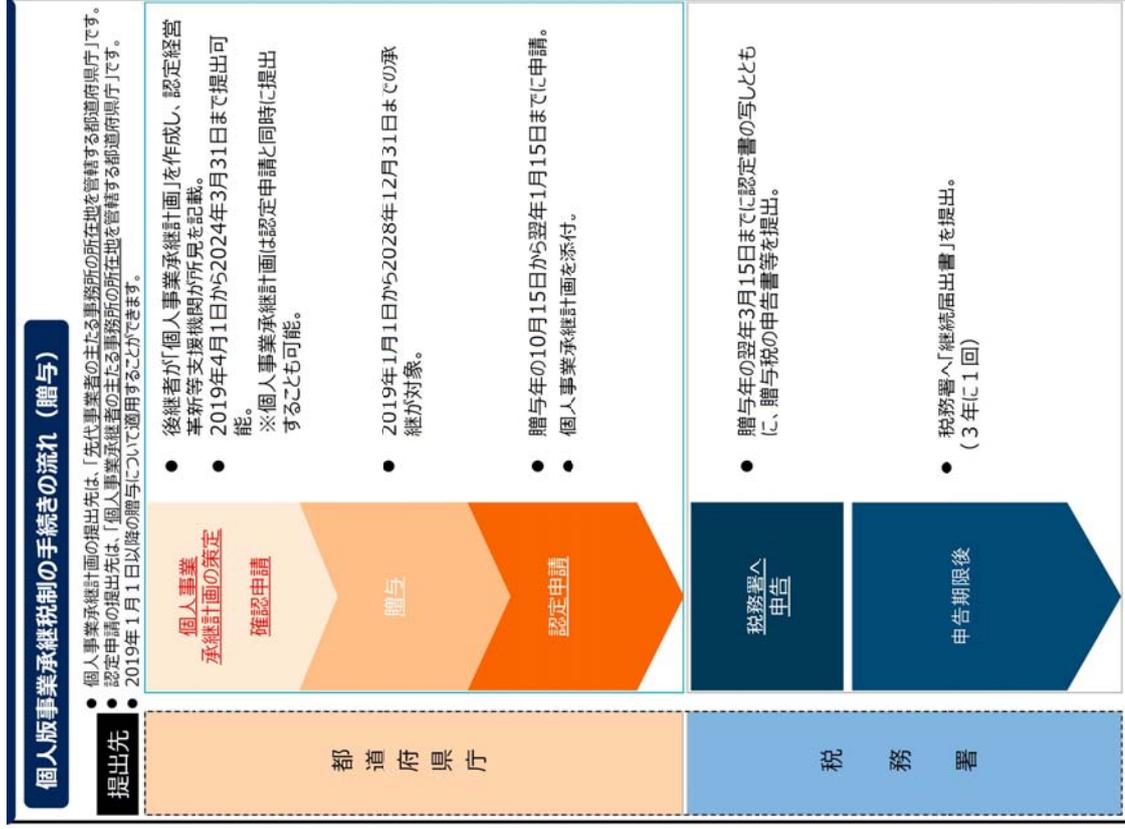
【一部免除】

- 1 第三者への一括譲渡、破産手続開始の決定
- 2 一定の売上げの減少等
⇒ 1、2の場合、一部を納付し、残りは免除
- 3 民事再生計画の認可決定(譲渡を伴わない)
⇒ 3の場合、再計算し猶予継続、残りは免除

1 個人の事業承継税制(個人の事業用資産についての納税猶予)の創設

(2) 制度の概要(特例の適用手続きの流れ)

※中小企業庁HPより

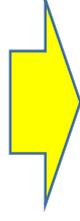


なお、担保の提供が必要。農地や株式のように全部担保の場合の特例はなく、国税通則法50条の規定による。

2 民法(相続法)の改正に伴う見直し (1) 改正の経緯及び概要

平成25年9月4日 最高裁判所大法院決定

民法第900条第4号ただし書(嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分)の規定が違憲であると判断。

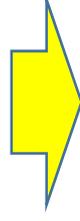


平成25年12月

上記決定を踏まえた「民法の一部を改正する法律」(平成25年法律第94号)が成立し、民法900条第4号ただし書を削除する改正。

(「配偶者+嫡出子」の相続分が相対的に減少)

国会審議等において、民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性について問題提起



平成26年1月～平成27年1月 相続法制検討ワーキングチームにおける検討(法務省)

⇒ 法制審議会に諮問へ

2 民法(相続法)の改正に伴う見直し (1) 改正の経緯及び概要

経緯

- H27.2 法務大臣による諮問(諮問第100号)
- H27.4～H30.1 法制審議会民法(相続関係)部会における審議(中間試案、パブリックコメント、追加試案、追加パブリックコメントをばさみ、合計26回開催)
- H30.2 法制審議会総会において答申決定
- H30.3 法案(民法及び家事事件手続法の一部を開始する法律案)提出
- H30.6～7 法案成立・公布⇒令和元年7月1日施行(1)は令和2年4月1日、3(1)は施行済み、3(2)は令和2年7月10日)

1 配偶者の居住権を保護するための方策

○ 配偶者居住権の創設

配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者にその建物に居住することができる法定の権利を創設。

○ 配偶者短期居住権の創設

配偶者が被相続人の建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする。

2 遺産分割等に関する見直し

- 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示推定規定)
婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定。
- 仮払い制度等の創設・要件明確化
預貯金債権について、生活費や葬儀費用の支払などの資金需要に対応できるよう、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度を創設。
- 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
相続開始後に共同相続人の1人が遺産に属する財産を処分した場合に計算上生ずる不公平を是正する方策を設ける。

3 遺言制度に関する見直し

- ① 自筆証書遺言の方式緩和
パソコンで作成した財産目録を自筆証書遺言に使用できるようにする。
- ② 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(新法)

4 遺留分制度に関する見直し

遺留分減殺請求権の行使によって当然に物権的効果が生ずるとされている改正前の規律を見直し、遺留分の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求できるとする。

5 相続の効力等に関する見直し

遺言による財産の承継については、法定相続分を超える部分は、登記等の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないこととする。

6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の支払を請求することができることとする。

2 民法(相続法)の改正に伴う見直し (2) 相続税の対応(配偶者居住権)

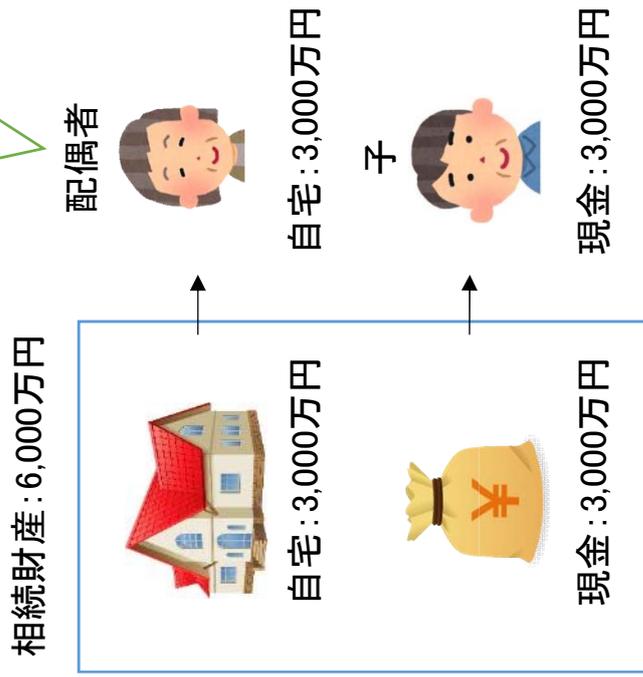
○ 配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間、配偶者が居住することができる法定の権利(配偶者居住権)を創設。【民法1028条】

※ 配偶者のために居住建物の使用収益のみが認められ、処分権がない新たな権利を創設することにより、遺産分割の際、配偶者が居住建物の所有権を取得する場合よりも低廉な価額で居住権を確保することができるようにすることを目的とする。

(具体例) 相続財産は、自宅(3,000万円)と現金(3,000万円)。2人の相続人(配偶者・子)が法定相続する場合

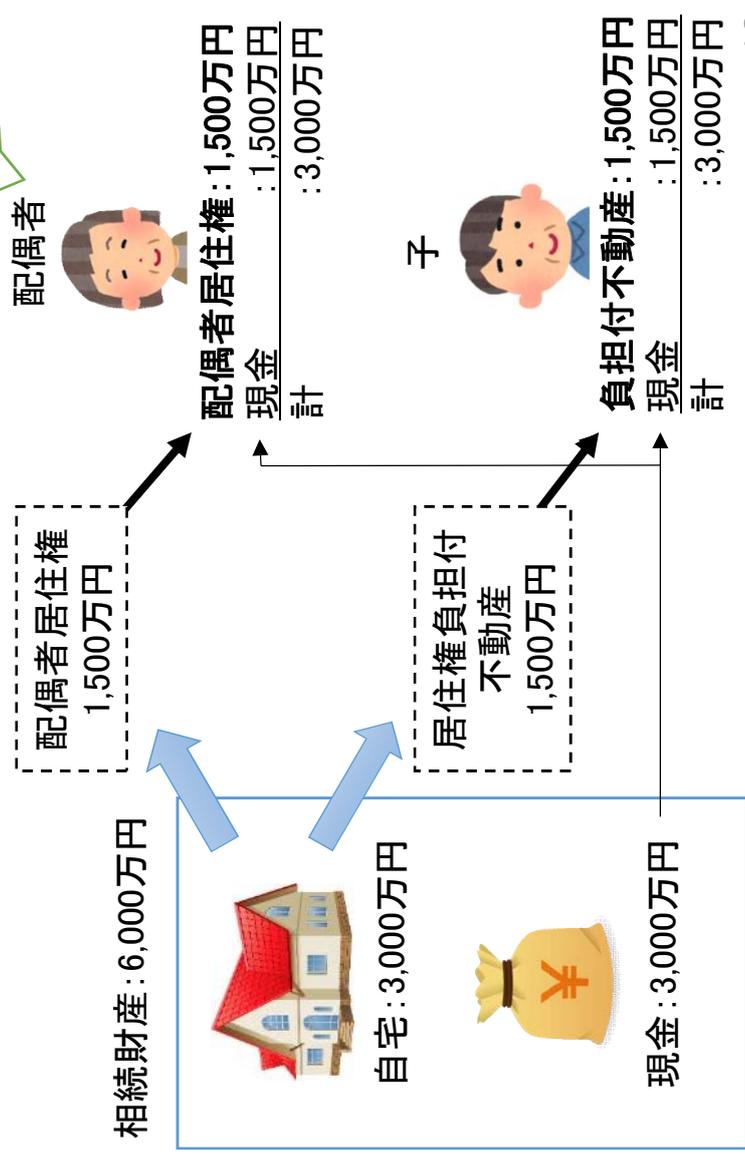
【自宅の所有権を取得する場合】

現金が相続できない



【配偶者居住権を取得する場合】

現金も相続できる



2 民法(相続法)の改正に伴う見直し (2) 相続税の対応(配偶者居住権)

【配偶者居住権と法定評価】

- 相続税法22条の「時価」とは、“客観的交換価値”をいうとされており、それは“不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額”をいうものと解されている(判例、財産評価基本通達)。
- 民法上、配偶者居住権は、財産的価値はあるものの譲渡禁止とされており、取引価格という概念が成立しないおそれがある。また、所有権部分も取引事例の蓄積には時間を要する。
- そこで、相続税法22条の時価の例外として、法定評価を定めることにより、課税上の評価を明らかにした。

建物

- 配偶者居住権の価額(相続税法23条の2第1項)

$$\text{居住用建物 - 居住用建物の価額} \times \frac{\text{(耐用年数} \times 1 - \text{経過年数)} - \text{存続年数} \times 2}{\text{(耐用年数} \times 1 - \text{経過年数)}} \times \text{存続年数} \times 2 \text{に応じた民法の法定利率(3\%)} \text{に基づく複利現価率}$$

- 建物の所有権部分の価額(相続税法23条の2第2項)

建物の価額 $\times 3$ - 配偶者居住権の価額

※1 非事業用(1.5倍したもの)

※2 配偶者の平均余命年数と協議等により定められた年数のいずれか短い年数

※3 相続税法22条の時価(賃借権が設定されている場合には、その控除後)

土地

- 敷地利用権の価額(相続税法23条の2第3項)

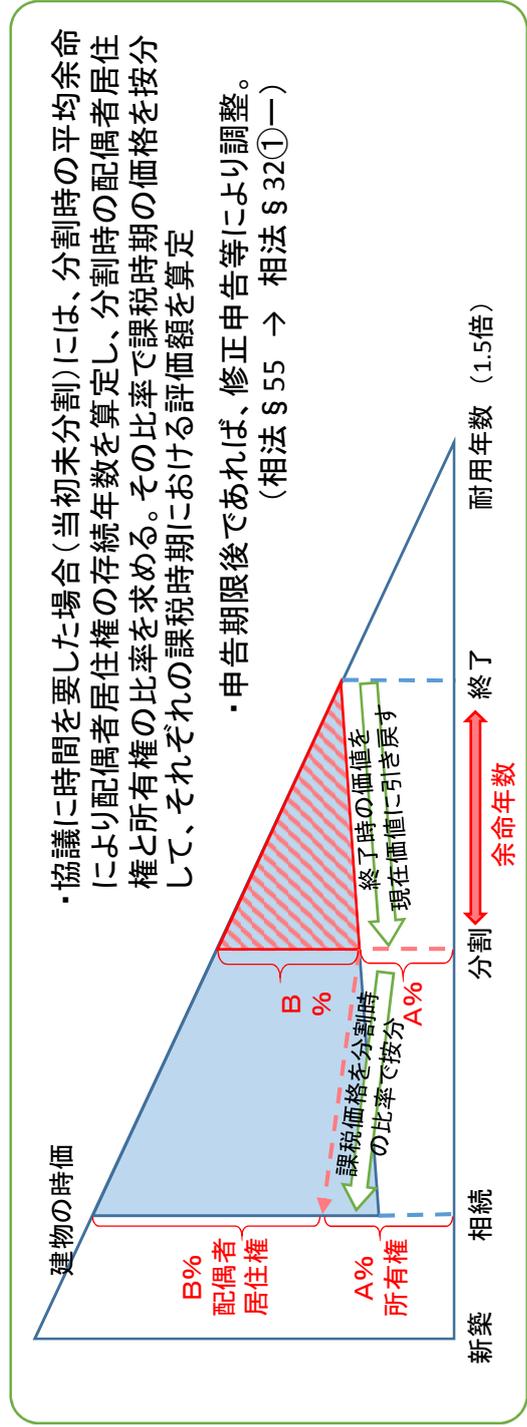
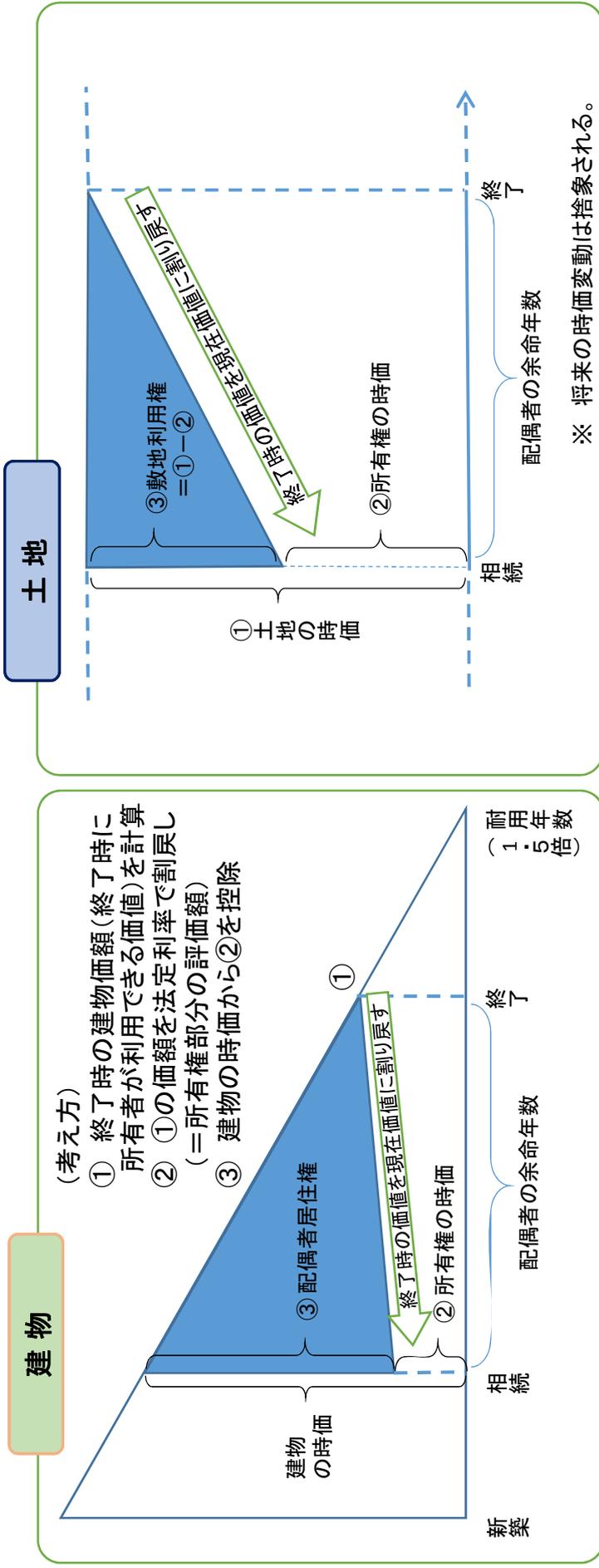
$$\text{土地の価額} - \text{土地の価額} \times \frac{\text{存続年数に応じた民法の法定利率(3\%)}}{\text{に基づく複利現価率}}$$

- 土地の所有権部分の価額(相続税法23条の2第4項)

土地の価額 \times - 敷地利用権の価額

※ 相続税法22条の時価(賃借権が設定されている場合には、その控除後)

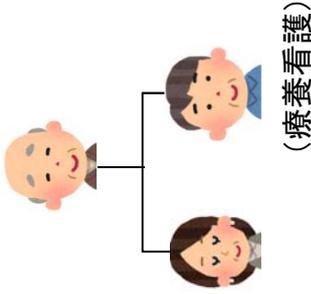
2 民法(相続法)の改正に伴う見直し (2) 相続税の対応(配偶者居住権)



2 民法(相続法)の改正に伴う見直し (2) 相続税の対応(特別寄与料)

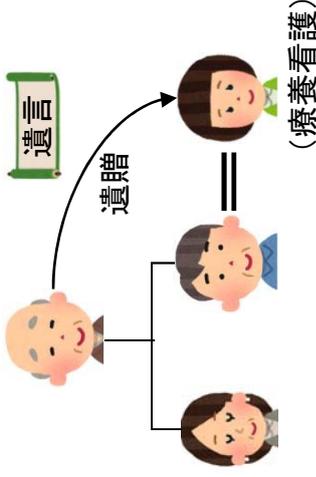
貢献を考慮するための方策

【寄与分】



寄与分が認められるのは、
相続人のみ

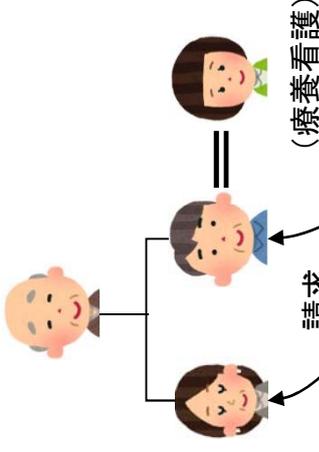
【遺贈】



相続人以外の療養看護者に遺贈すること
で実質的に寄与分と同様の効果。
ただし、遺言がなければ取得できない。

創設

【特別寄与料】

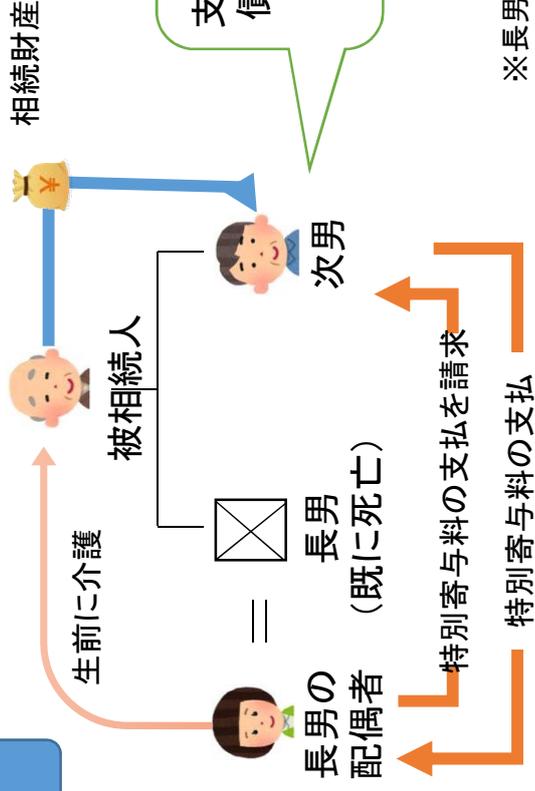


遺言がない場合であっても、相続
人に対して特別寄与料を請求可

特別寄与料の課税関係

取得した特別寄与料
は、みなし相続財産とし
て相続税を課税
(相続税法4条2項)

※所得税の課税関係は生じない。
(所得税法9条1項16号)



※長男健在でも同様の課税関係

2 民法(成年年齢)の改正に伴う見直し

改正の経緯

- 平成19年 5月 国民投票法の制定
- 平成21年10月 法制審議会答申
- 平成30年 6月 「民法の一部を改正する法律」成立
⇒ 成年年齢が18歳に（令和4年4月1日施行）

相続税法の改正

- 未成年者控除……………20歳(⇒18歳)までの年数1年につき10万円の相続税を控除
- 相続時精算課税制度……………受贈者は1月1日において20歳(⇒18歳)以上

租税特別措置法の改正

- 贈与税の税率の特例……………20歳(⇒18歳)以上の者が直系尊属から受けた贈与は軽減
 - 精算課税適用者の特例……………20歳(⇒18歳)以上の直系卑属は精算課税を適用可
 - 非上場株式等の納税猶予…贈与税の場合、後継者は20歳(⇒18歳)以上
- ※令和4年3月31日以前に期限が到来する特例は、改正せず。

3 小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例の見直し

○ 小規模宅地等の特例は、居住又は事業の継続への配慮という政策目的のもと、被相続人等の居住又は事業の用に供されていた宅地等について、相続税の課税価格を減額する特例。

区分	内容	土地等の価額の減額割合	適用対象面積
	居住用宅地等	80%	330㎡まで
	事業用宅地等	80%	400㎡まで
	貸付用宅地等	50%	200㎡まで

平成30年度改正……会計検査院の指摘等を受け、貸付用宅地等について、相続前3年以内に貸付けたものを除外
令和元年度改正……事業用宅地等についても同様に、相続前3年以内に事業に供したものを除外

【見直し】

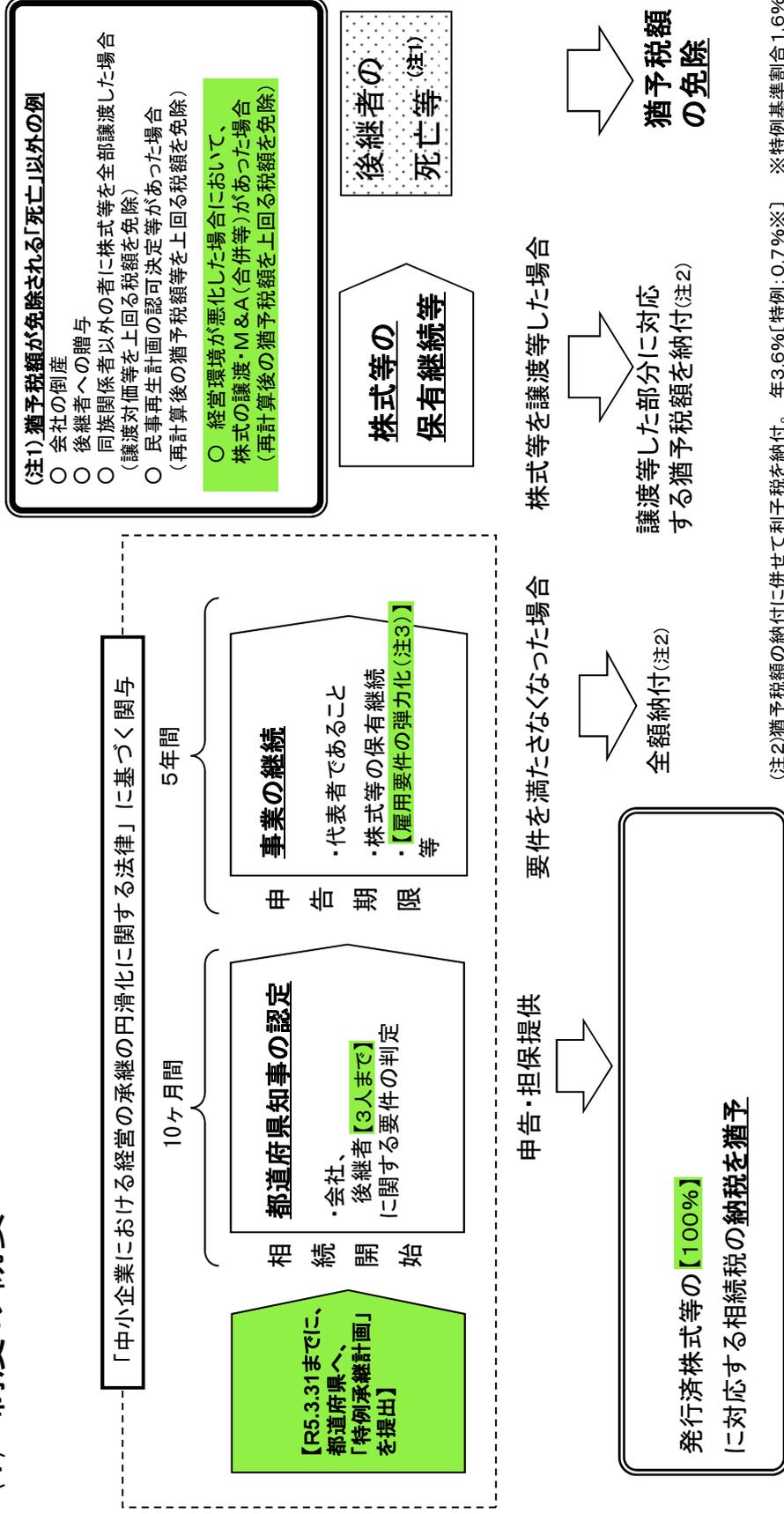
- ① 相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、特例の対象から除外する。
- ② ただし、①に該当する宅地であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、特例の適用対象とする。

※ 平成31年4月1日以後の相続等に適用。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地については、適用しない。

15%……3年以内に事業に供した宅地でも、軽減を受ける税額以上の投資が行われる場合には特例が適用できるようにするた
め、相続税の限界税率の平均を勘案して設定（投資額 > 宅地の軽減額 × 15%（税率）で適用可となる。）

4 法人の事業承継税制(非上場株式についての納税猶予)の見直し

(1) 制度の概要



いわゆる資産管理会社は特例を適用できない。また、適用中に該当した場合には、納付となる。

◇ 資産保有型会社・・・特定資産／総資産 ≥ 70%の会社

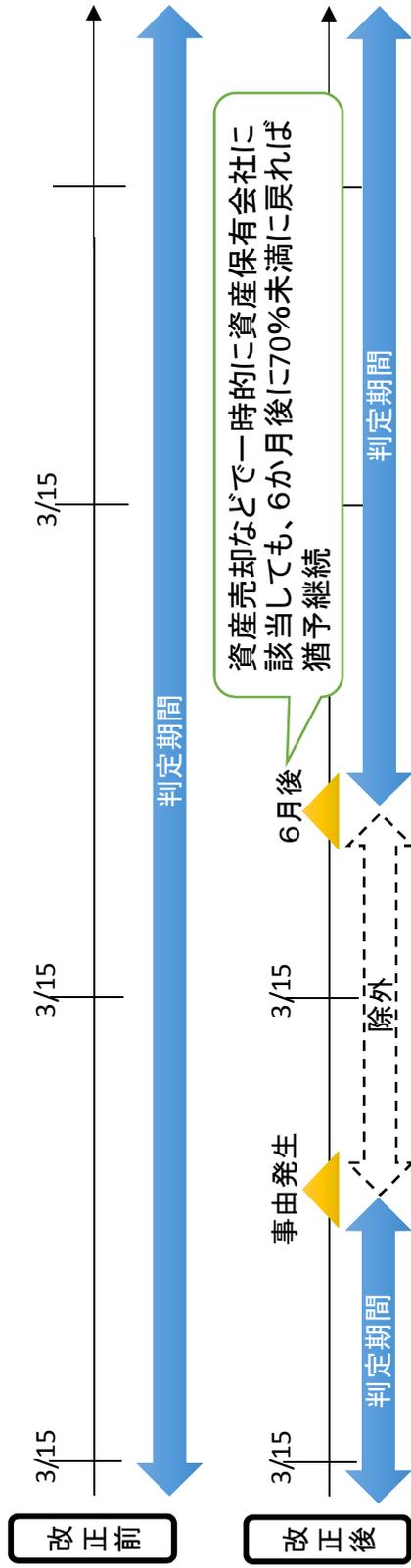
◇ 資産運用型会社・・・特定資産の運用益／総収入 ≥ 75%の会社

※ 特定資産・・・有価証券など、貸付不動産など、絵画・貴金属など

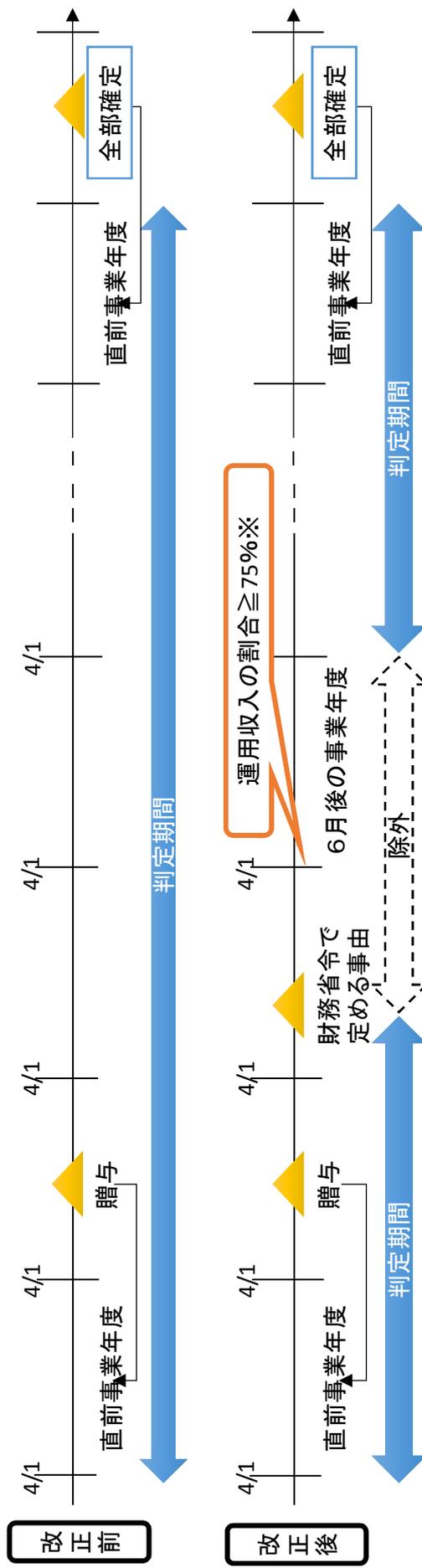
4 法人の事業承継税制(非上場株式についての納税猶予)の見直し

(2) 主な改正点(資産保有型会社、資産運用型会社の要件の見直し)

資産保有型会社



資産運用型会社



※資産運用型会社の判定のタイミングは、事業年度終了の日

5 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の見直し

制度の概要

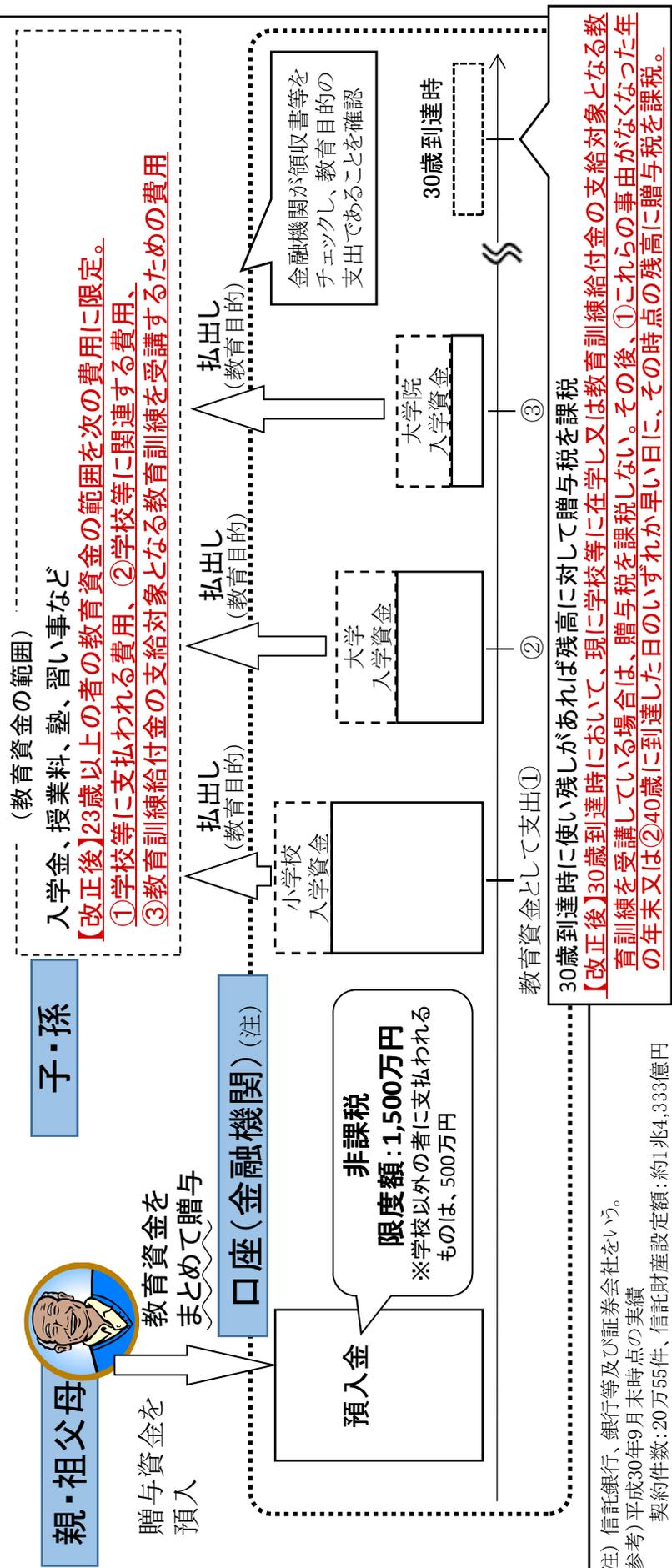
○ 親・祖父母(贈与者)は、金融機関(注)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。
この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。

○ 受贈者：子・孫(0歳～30歳、所得要件なし【改正後：合計所得金額1,000万円以下】)

○ 贈与者死亡の場合でも、その時点の残高を相続財産に加算しない。

【改正後：贈与者の死亡前3年以内の贈与について、次に該当する場合を除き、死亡時の管理残額を相続財産に加算。
①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合】

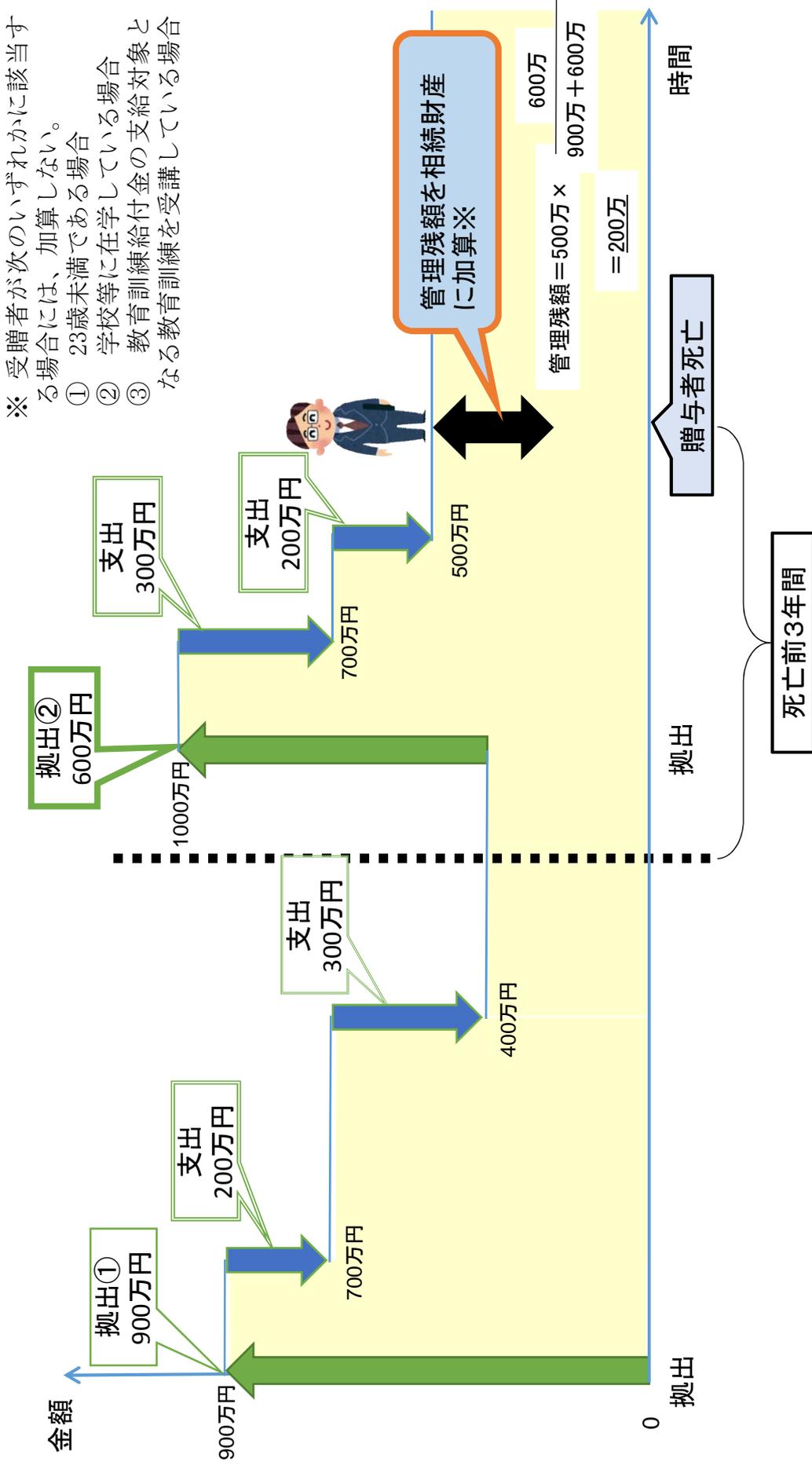
○ 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの措置。【改正後：令和3年3月31日まで2年延長】



(注) 信託銀行、銀行等及び証券会社をいう。
(参考) 平成30年9月末時点の実績
契約件数：20万555件、信託財産設定額：約1兆4,333億円

5 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の見直し

○ 贈与者死亡時における3年内加算のイメージ



※ 受贈者が次のいずれかに該当する場合には、加算しない。

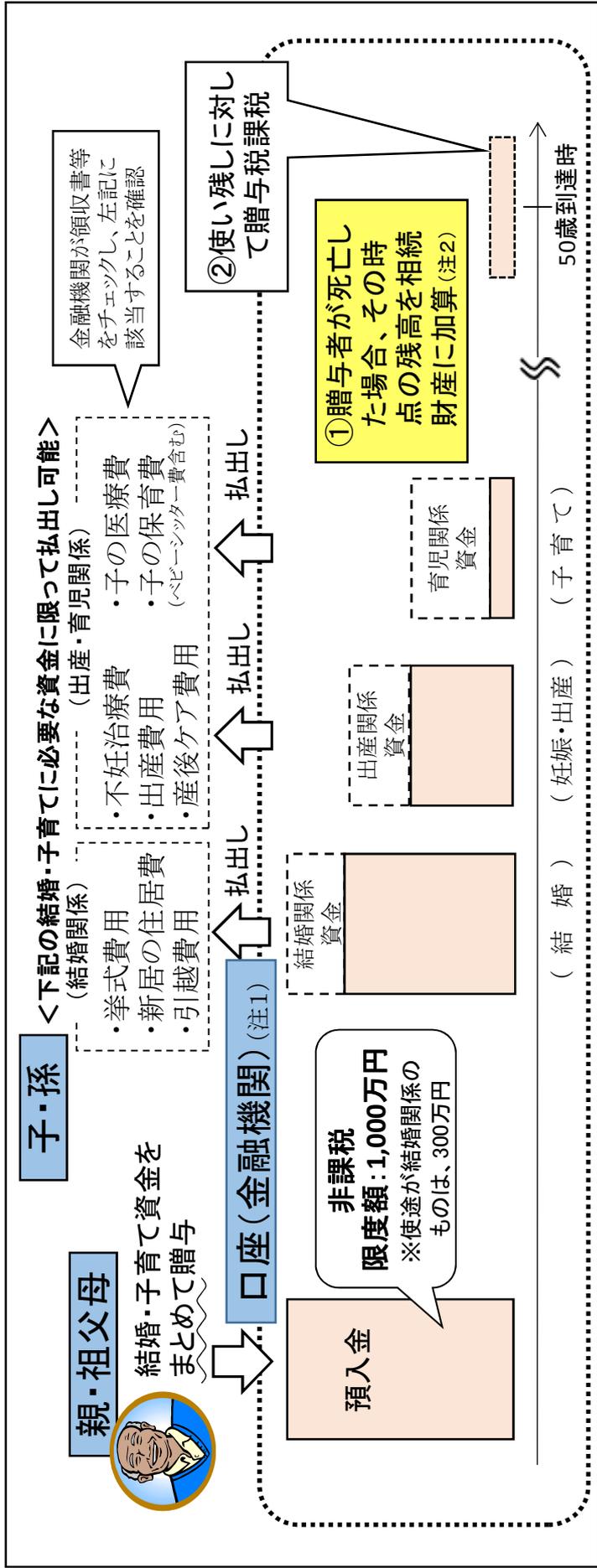
- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 平成31年3月31日以前に抛出されたものは、死亡3年以内のものであっても、相続税の課税対象とされない。

6 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の見直し

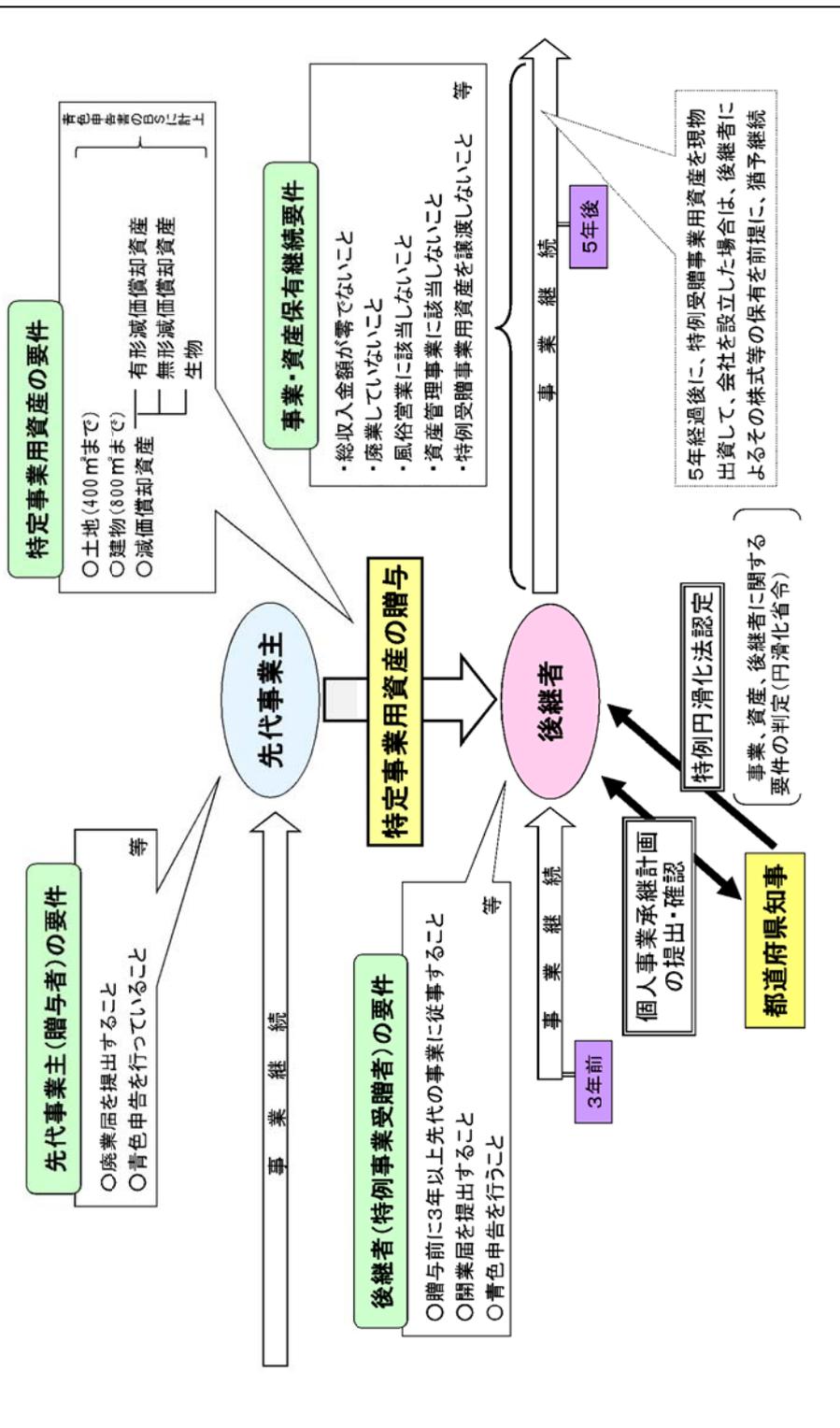
制度の概要

- 親・祖母(贈与者)は金融機関(注1)に子・孫(受贈者)名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。
この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者:子・孫(20歳~50歳、所得要件なし【**改正後:合計所得金額1,000万円以下**】)
- 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算する。
- 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの措置。【**改正後:令和3年3月31日まで2年延長**】



(注1) 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいう。
 (注2) 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象としない。
 (参考) 平成30年9月末時点の実績 契約件数:5,409件、信託財産設定額:約159億円

(参考) 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の概要

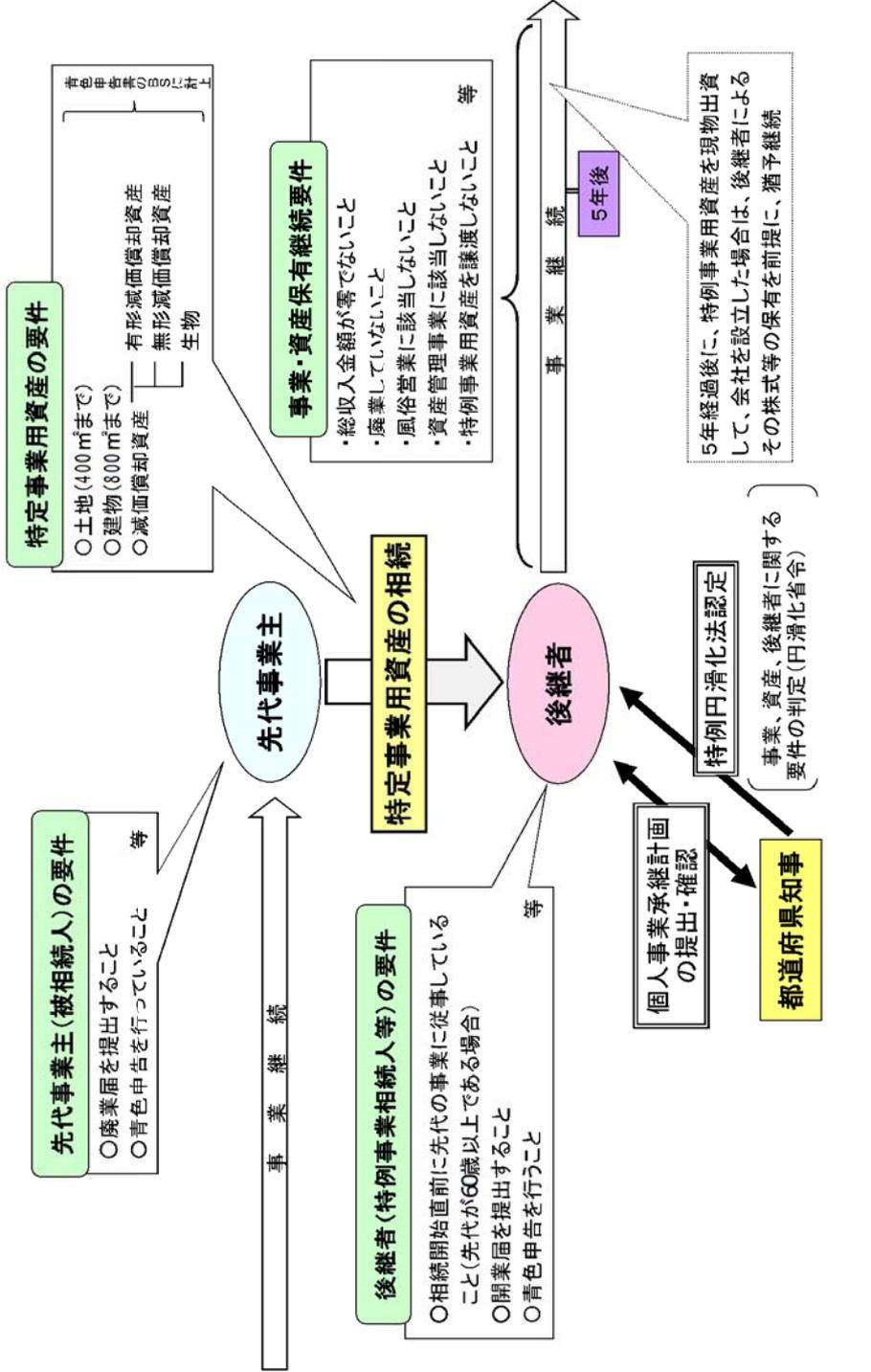


※1 個人事業承継計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受ける必要がある。

※2 平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与であること。

※3 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与については、※2の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限る。

(参考) 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の概要



- ※1 個人事業承継計画は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受ける必要がある。
- ※2 平成31年1月1日から令和10年12月31日までの相続等であること。
- ※3 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の相続等については、※2の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限る。

(参考) 教育費の範囲の改正の概要 (イメージ)

		改正前	改正後
(1) 学校等に直接支払われる金銭 (文科省告示1)		(改正なし)	
(2) 学校等以外の者に直接支払われる金銭(＃2)	イ 役務提供等を行う者(学習塾等)に直接支払われるもの(文科省告示2一～四)		受贈者が23歳に達した日の翌日以後
	① 教育(学習塾等)に関する役務の提供の対価及び施設の使用料(＃一・二)		同左
	② スポーツ又は文化芸術に関する活動(ピアノ教室等)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価(＃三)		
	③ ①の役務の提供又は②の指導で使用する物品の購入に要する金銭(＃四)		
	ロ イの者以外(物品の販売店など)に支払われるもの(＃五～七)		左記金銭のうち、雇用保険法に規定する教育訓練を受講する費用に限る。

(注) 雇用保険法に規定する教育訓練の具体的講座は、厚生労働省HP「教育訓練給付制度」において公表されている。

(参考) 教育資金管理契約の終了事由の改正の概要

※下線部分は改正箇所

改正前	改正後
<p>1 受贈者が30歳に達したこと</p> <p>終了日：当該受贈者が30歳に達した日</p>	<p>1 受贈者が30歳に達したこと</p> <p>ただし、受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合（その受贈者が取扱金融機関の営業所等に届け出た場合に限る。）を除く。</p> <p>同左</p>
/	<p>2 受贈者（30歳以上の者）に限る。下記3において同じ）がその年甲に学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを取扱金融機関の営業所等に届け出なかったこと</p> <p>終了日：その年の12月31日</p>
<p>2 受贈者が死亡したこと</p> <p>終了日：当該受贈者が死亡した日</p>	<p>3 受贈者が40歳に達したこと</p> <p>終了日：40歳に達した日</p>
<p>3 信託財産の価額等が零となり受贈者と金融機関間で契約終了の合意があったこと</p> <p>終了日：合意に基づき終了する日</p>	<p>4 同左</p> <p>5 同左</p>

(参考) 贈与者死亡時の相続税課税等の比較 (イメージ)

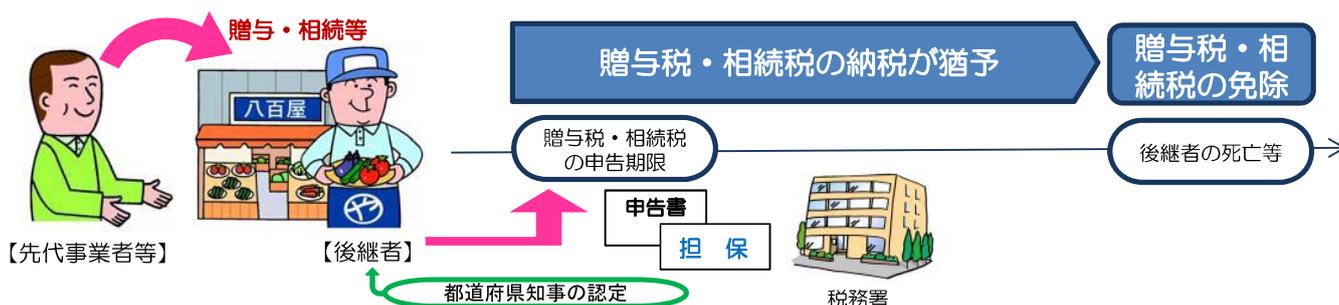
	結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措法70の2の3)	教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(措法70の2の2)
1 管理残額が相続により取得したものとみなされる場合	贈与者が死亡した場合 (措法70の2の3⑩)	贈与者が死亡した場合(死亡前3年以内に受贈者が信託受益権の取得等をし、本特例の適用を受けた場合に限る。)ただし、贈与者死亡日において受贈者が次の場合に該当する場合を除く。 (1) 23歳未満である場合 (2) 学校等に在学している場合 (3) 雇用保険法の教育訓練を受けている場合 (措法70の2の2⑩⑪)
2 管理残額	(非課税抛出現額－結婚・子育て資金支出額) × 当該贈与者からの抛出現額 非課税抛出現額 (措令40の4の4⑳)	(非課税抛出現額－教育資金支出額) × 当該贈与者からの抛出現額のうち 贈与者死亡前3年以内に取得したものの 非課税抛出現額 (措令40の4の3㉑)
3 相続税額の2割加算(相法18)	適用除外(措法70の2の2⑩④、70の2の3⑩④)	
4 相続開始前3年以内贈与加算(相法19)	相続等により管理残額以外の財産を取得していない場合、適用除外 (措法70の2の2⑩⑤、70の2の3⑩⑤)	

MEMO

A large, vertically oriented rounded rectangle defined by a dotted line, intended for writing a memo.

個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除(個人版事業承継税制)のあらまし

- 令和元年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。)に係る事業(不動産貸付業等を除きます。)を行っていた事業者の後継者※¹として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年12月31日まで※²の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、
- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- ※¹ 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「**個人事業承継計画**」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。
- ※² 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限ります。
- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。



この制度の対象となる「**特定事業用資産**」とは、先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ① **宅地等(400㎡まで)**
- ② **建物(床面積800㎡まで)**
- ③ ②以外の**減価償却資産**で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの(貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)

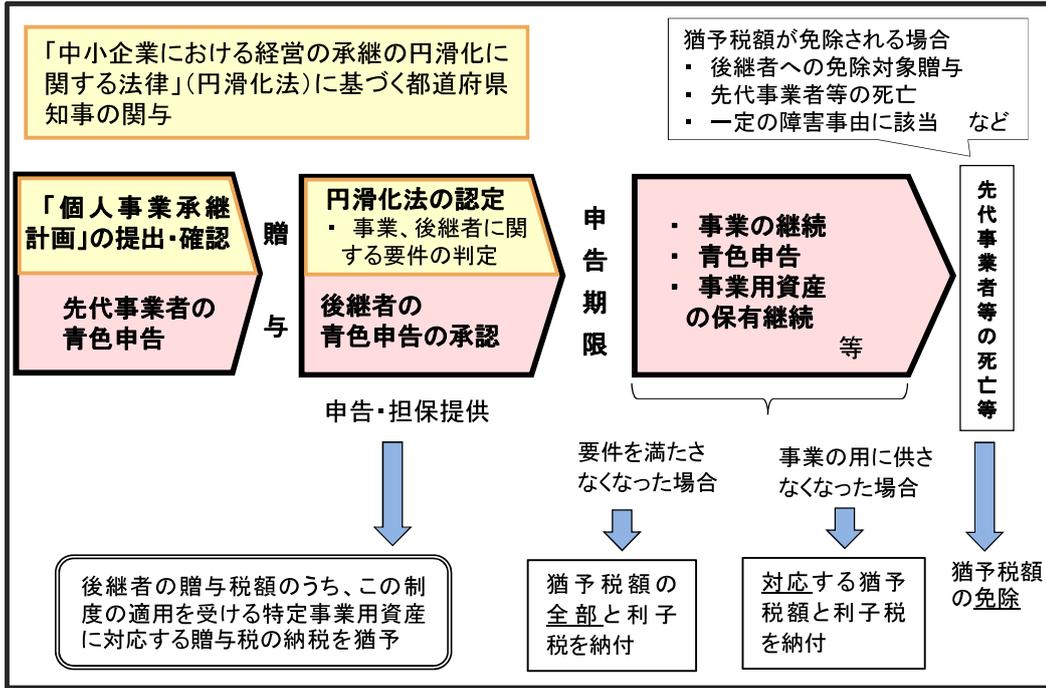
- (注) 1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
- 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
- 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります(11ページ参照)。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



令和元年 5月
税務署 この社会あなたの税がいきている

① 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第3号の計画のことをいい、「個人事業承継計画の確認」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に限り）をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、都道府県の担当課（12ページ参照）にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による65万円の青色申告特別控除の適用に係るもの（正規の簿記の原則によるもの）に限ります。

※ 贈与後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉
事業の開始の日（贈与の日）から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉
業務を開始した日（贈与の日）から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。
なお、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

※ 令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上になります。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、**令和6年3月31日までに都道府県知事に提出**※し、その確認を受けてください。

贈与

※ 贈与の時期についての要件は、[10ページ](#)を参照

この制度の適用を受けるためには、先代事業者等である贈与者から、**特定事業用資産の全ての贈与を受ける**必要があります。

贈与税の申告期限までの間

後継者(受贈者)の要件、先代事業者等(贈与者)の要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の認定」**を受けてください※。

都道府県知事の円滑化法の認定

事業承継後、**一定の期限**（右記参照）までに、**開業届出書を提出し、青色申告の承認**を受けるとともに、**贈与税の申告期限までに**、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出し、一定の担保を提供**する必要があります。

開業届出書の提出・青色申告の承認

◆ この制度の適用を受けるための主な要件

申告書の作成・提出

- 1 後継者である受贈者の主な要件
 - (1) 贈与の日において20歳以上※であること
 - (2) 円滑化法の認定を受けていること
 - (3) 贈与の日まで引き続き3年以上にわたり、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと
 - (4) 贈与税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
 - (5) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業（3ページ参照）及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

贈与税の申告期限までの間

2 先代事業者等である贈与者の主な要件

- (1) 贈与者が先代事業者である場合
 - ① 廃業届出書を提出していること又は贈与税の申告期限までに提出する見込みであること
 - ② 贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること
- (2) 贈与者が先代事業者以外の場合
 - ① 先代事業者の贈与又は相続開始の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
 - ② 先代事業者からの贈与又は相続後に特定事業用資産の贈与をしていること*

3 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの贈与に限ります（10ページ参照）。

<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

ステップ1

贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



「暦年課税」又は「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

ステップ2

贈与を受けた財産がこの制度の適用を受ける特定事業用資産のみであると仮定して贈与税を計算します。



※ 「B」の算定に当たり、特定事業用資産とともに引き受けた債務がある場合は、特定事業用資産の額からその債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなものを除きます。）の金額を控除します。

※ この制度の適用を受ける場合には、20歳^(注)以上の推定相続人（直系卑属）・孫のほか、これら以外の20歳^(注)以上の者も、相続時精算課税の適用を受けることができます。

(注) 令和4年4月1日以後の贈与については、18歳以上になります。

ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される贈与税」となります。なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。



申告期限までの間

(3ページからの続き)

贈与税の
申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

納税猶予期間中

事業の継続

特例受贈事業用資産の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例受贈事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合(確定事由)には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

(1) 贈与税の全額と利子税の納付が必要な場合

- ① 事業を廃止した場合*
- ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
- ③ 特例受贈事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
- ④ 青色申告の承認が取り消された場合

(2) 贈与税の一部と利子税の納付が必要な場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します*。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

- ① 特例受贈事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
- ② 特例受贈事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき(取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。)
- ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき*

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税(8ページ参照)は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「特例受贈事業用資産」とはこの制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

* やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます(5ページ参照)。

* 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限又は最初の「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(6ページ参照)の適用に係る相続税の申告期限のいずれか早い日をいいます。

* ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予」における経営贈与承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

納税猶予期間中

(4ページからの続き)

先代事業者等
(贈与者)の死亡等

先代事業者等(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

◆ 猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代事業者等(贈与者)が死亡した場合(下記参照)
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例受贈事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (4) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(8ページ参照)がある場合
- (5) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (6) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例受贈事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている特例受贈事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

4ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(3)の「免除対象贈与」は「非上場株式会社等」の適用を受けるものになります。また、(4)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例受贈事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

先代事業者等(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代事業者等
(贈与者)の死亡

(相続開始)

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受けた特例受贈事業用資産は、相続等により取得したものとみなして、贈与の時の価額※により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、**都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けることができます。**

「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第13条第6項又は第9項の確認をいいます。

なお、具体的な要件やその手続については、都道府県の担当課(12ページ参照)にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

※ 贈与時に承継された債務がある場合(3ページ参照)には、その控除後の金額

相続税の申告期限
までの間

◆ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、後継者がこの制度の適用要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の確認」**を受けてください。

「免除対象贈与」における、①先代事業者等(贈与者)に贈与をした者、又は、②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与に係るこの制度の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

都道府県知事の
円滑化法の
確認

申告書の作成・
提出

相続税の申告期限までに、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

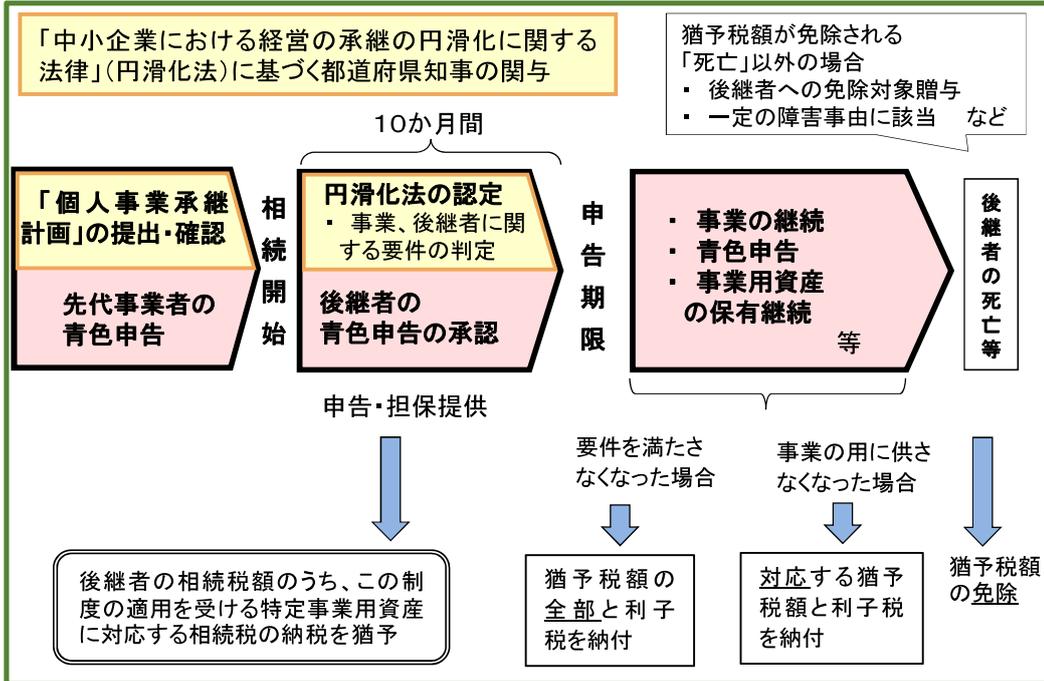
「継続届出書」の提出期限は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出期限が引き継がれることとなります。

相続税の
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法

9ページを参照してください。

② 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、円滑化省令第16条第3号の計画のことをいい、「**個人事業承継計画の確認**」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に限ります。)をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、**都道府県の担当課**(12ページ参照)にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による65万円の青色申告特別控除の適用に係るもの(正規の簿記の原則によるもの)に限ります。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「**個人事業承継計画**」を策定し、認定経営革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)の所見を記載の上、**令和6年3月31日までに都道府県知事に提出**し、その確認を受けてください。

相続開始

※ 相続等の時期についての要件は、[10ページ](#)を参照

相続開始後に後継者(相続人等)の要件、先代事業者等(被相続人)の要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の認定」**を受けてください※。

相続税の申告期限までの間

開業届出書の提出・青色申告の承認

申告書の作成・提出

事業承継後、**一定の期限**(右記参照)までに、**開業届出書を提出**し、**青色申告の承認**を受ける(見込みを含みます。)とともに、**相続税の申告期限までに**、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出**し、一定の**担保を提供**する必要があります。

◆ この制度の適用を受けるための要件

- 1 後継者である相続人等の主要要件
 - (1) 円滑化法の認定を受けていること
 - (2) 相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業(同種・類似の事業等を含みます。)に従事していたこと(先代事業者等が60歳未満で死亡した場合を除きます。)
 - (3) 相続税の申告期限において開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること(見込みを含みます。)
 - (4) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業(7ページ参照)及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと
 - (5) 先代事業者等から相続等により財産を取得した者が、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと(11ページ参照)

※ 相続後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、**相続開始後8か月以内**にその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉

事業の開始の日から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉

先代事業者の相続開始があったことを知った日(死亡の日)に応じ、次の期限までに、税務署長に申請を行う必要があります。

死亡の日	申請期限
その年1/1～8/31	死亡の日から4か月以内
その年9/1～10/31	その年12/31まで
その年11/1～12/31	その年の翌年2/15まで

なお、後継者が相続前から他の業務を行っている場合には、**青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請**を行うことが必要です。

相続税の申告期限までの間

- 2 先代事業者等である被相続人の主な要件
 - (1) 被相続人が先代事業者である場合
相続開始の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること
 - (2) 被相続人が先代事業者以外の場合
 - ① 先代事業者の相続開始又は贈与の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
 - ② 先代事業者からの贈与又は相続後に開始した相続に係る被相続人であること*
- 3 担保提供
納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

相続税の申告期限

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署*に相続税の申告をする必要があります。

納税猶予期間中
事業の継続

特例事業用資産
の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

- (1) 相続税の全額と利子税の納付が必要な場合
 - ① 事業を廃止した場合*
 - ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
 - ③ 特例事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
 - ④ 青色申告の承認が取り消された場合
 - ⑤ 青色申告の承認の申請が却下された場合
- (2) 相続税の一部と利子税の納付が必要な場合
特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている相続税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します*。
ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。
 - ① 特例事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
 - ② 特例事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）
 - ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき*

「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

* 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの相続に限ります（10ページ参照）。

* 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税（8ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「特例事業用資産」とは、この制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

* やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった場合を除きます（8ページ参照）。

* 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する相続税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告期限又は最初の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用に係る贈与税の申告期限のいずれか早い日をいいます。

* ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予」における経営承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

納税猶予期間中

特例事業用資産
の継続保有等

(7ページからの続き)

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「**継続届出書**」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の**税務署へ提出**する必要があります。

なお、「**継続届出書**」の提出がない場合には、**猶予されている相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。

後継者の死亡等

「**免除届出書**」・
「**免除申請書**」の
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が**免除**されます。

◆ **猶予されている相続税の納付が免除される主な場合**

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (3) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(下記参照)がある場合
- (4) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (5) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「**やむを得ない理由**」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳(障害等級が1級)の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級)の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定(要介護状態区分が要介護5)を受けたこと

「**免除対象贈与**」とは、この制度の適用を受けている特例事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

7ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(2)の「免除対象贈与」は「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予等の適用を受けるものになります。また、(3)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

(参考) 利子税の計算方法

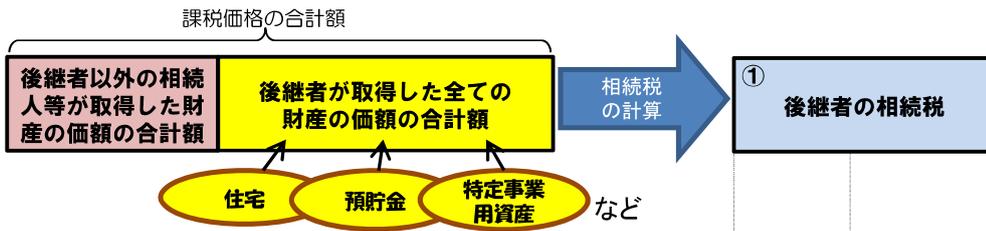
- 猶予の期限が確定した贈与税・相続税を納付する場合に、これと併せて納付する利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間(日数)に応じ、年3.6%の割合で計算します。
なお、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減されます(0.1%未満の端数は切捨て。令和元年は0.7%に軽減。)

$$\begin{aligned} & \text{(計算式)} \\ & \text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}^*}{7.3\%} \end{aligned}$$

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%の割合を加算した割合(令和元年は1.6%)をいいます。

〔参考〕納税が猶予される相続税などの計算方法

ステップ1 全ての財産の価額に基づき後継者の相続税を計算



課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

ステップ2 特定事業用資産のみとした場合の後継者の相続税を計算



後継者が取得した財産が**特定事業用資産のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します。

※ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなるものを除きます。）の金額を特定事業用資産の額から控除します。

ステップ3 猶予税額等の計算

「②の金額」が「**納税が猶予される相続税**」となります。なお、「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



〔後継者の相続税の計算方法〕

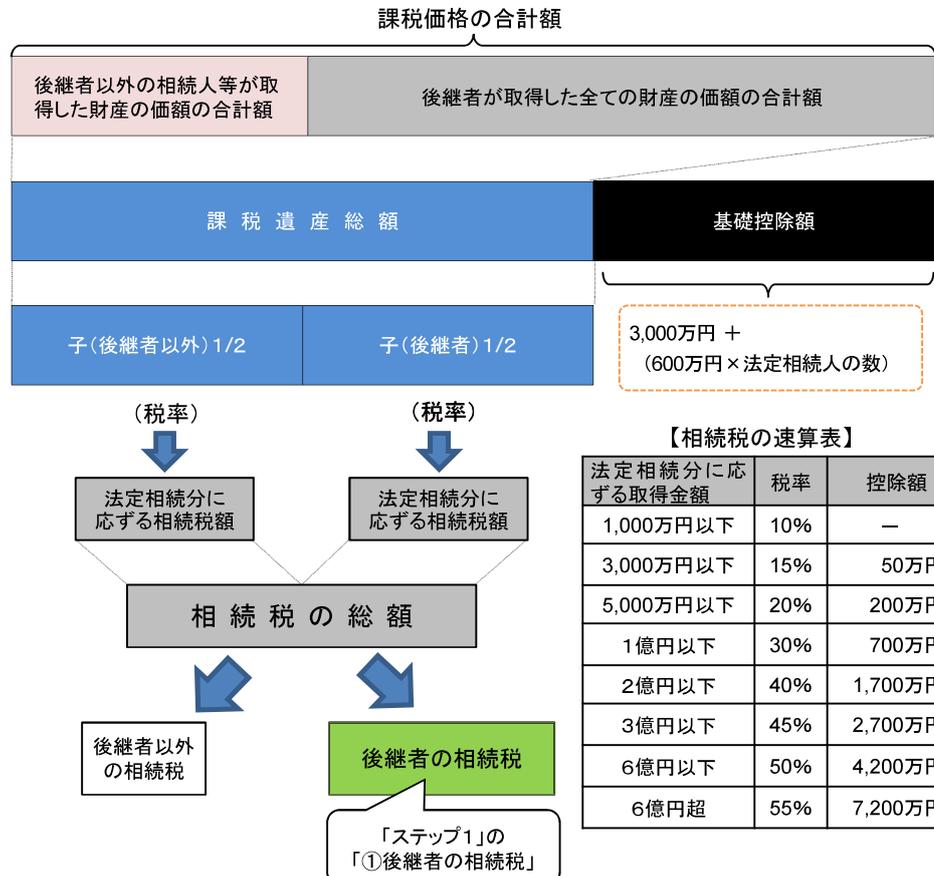
① 課税価格の合計額から「基礎控除額」を差し引き、「課税遺産総額」を算出します。

② 法定相続分で取得したと仮定して「課税遺産総額」をあん分します（図は子2人が法定相続人の場合です。）。

③ ②であん分した額と「相続税の速算表」を基に、各法定相続人別に相続税額を計算します。

④ ③の相続税額を合計し「相続税の総額」を算出します。

⑤ 「相続税の総額」をそれぞれの相続人等が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じたあん分します。このあん分後の金額が、それぞれの相続人等の相続税額となります。



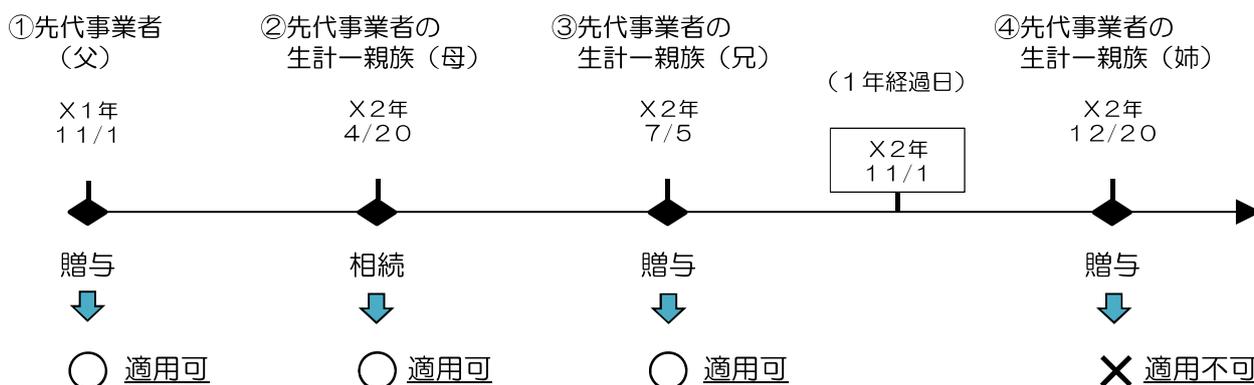
個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の特定事業用資産の贈与・相続等であることが要件となります。

また、先代事業者以外の者からの贈与・相続等について個人版事業承継税制の適用を受けようとする場合には、上記の期間内の贈与・相続等で、先代事業者からの最初のその適用に係る贈与・相続等の日から1年を経過する日までの贈与・相続等であることが要件となります。

(例) 最初に贈与税の個人版事業承継税制の適用を受けている場合 (×1年11月1日に贈与)

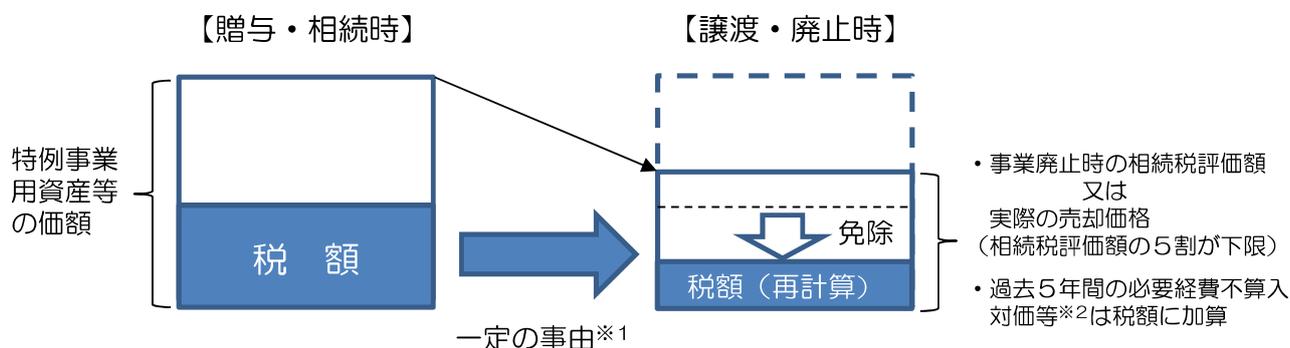
最初の贈与の日から1年を経過する日 (×2年11月1日) までの間の贈与 (相続等) が対象となります。



(注) 適用対象となるものは平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与・相続等に限りません。

事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予額の免除について

事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したときには、その対価の額 (譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります。) を基に贈与 (相続) 税額等を再計算し、再計算した税額と過去5年間の必要経費不算入対価等の合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます (再計算した税額は納付)。



※1 特例事業用資産等に係る事業について、①直前3年中2年以上その事業に係る事業所得の金額が0未満の場合、②直前3年中2年以上その事業に係る総収入金額が前年を下回る場合、③後継者が心身の故障等によりその事業に従事できなくなった場合。

2 「必要経費不算入対価等」とは、後継者の親族など、特別関係者が当該事業に従事したことその他の事由により後継者から支払を受けた対価又は給与であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

〔参考〕 小規模宅地等の特例

(1) 特例の概要

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を次のとおり減額する特例です。

なお、この特例の適用を受けるためには、その宅地等を取得した者が相続税の申告期限まで、その宅地等を保有し、事業の用又は居住の用に供しているなど、一定の要件を満たす必要があります。

用途	区分	限度面積	減額割合
事業用	特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
居住用	特定居住用宅地等	330㎡	80%

(2) 個人版事業承継税制との適用関係

先代事業者等（被相続人）に係る相続等により取得した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合、その適用を受ける小規模宅地等の区分に応じ、個人版事業承継税制の適用が次のとおり、制限されます。

	適用を受ける小規模宅地等の区分	個人版事業承継税制の適用
イ	特定事業用宅地等	適用を受けることはできません。
ロ	特定同族会社事業用宅地等	「400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※1。
ハ	貸付事業用宅地等	「400㎡－2×(A× $\frac{200}{330}$ ＋B× $\frac{200}{400}$ ＋C)」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※2。
ニ	特定居住用宅地等	適用制限はありません※1。

※1 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ハによります。

2 Aは特定居住用宅地等の面積、Bは特定同族会社事業用宅地等の面積、Cは貸付事業用宅地等の面積です。

【参考】 個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	5年以内の個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

円滑化法の認定等に関する窓口について

個人版事業承継税制の適用を受けようとしている方、又は、適用を受けている方の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に基づく認定、確認及びそれに係る申請書・報告書の提出に関する窓口は後継者の主たる事務所が所在する都道府県です。

また、個人事業承継計画の提出に関する窓口については先代事業者の主たる事務所が所在する都道府県になります。

<各都道府県のお問合せ先>

平成31年4月1日現在

北海道	経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	商工労働部 地域産業課 創業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 ものづくり振興課	075-414-4851
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 産業振興局 経営商業課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課	0742-33-0817
山形県	商工労働部 中小企業振興課	023-630-2359	和歌山県	商工観光労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2740
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5288
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 商政課	027-226-3339	広島県	商工労働局 経営革新課	082-513-3370
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	商工労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	商工労働観光部 商工政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	046-235-5620	愛媛県	経済労働部 産業支援局経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 創業・経営支援課	025-280-5240	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 経営支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3425
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 経営支援課	0952-25-7182
山梨県	産業労働部 企業立地・支援課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2616
長野県	産業労働部 産業立地・経営支援課	026-235-7195	熊本県	【製造業以外】商工観光労働部 商工労働局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 商業・金融課	058-272-8389		【製造業】商工観光労働部 新産業振興局 産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 経営金融課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 産業政策課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部地域産業・技術振興課	0776-20-0370			

○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html】

個人の方が土地・建物等や株式等を譲渡した場合の

令和元年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、平成31年3月29日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）」等の主な改正の概要を掲載しています。

【土地・建物等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

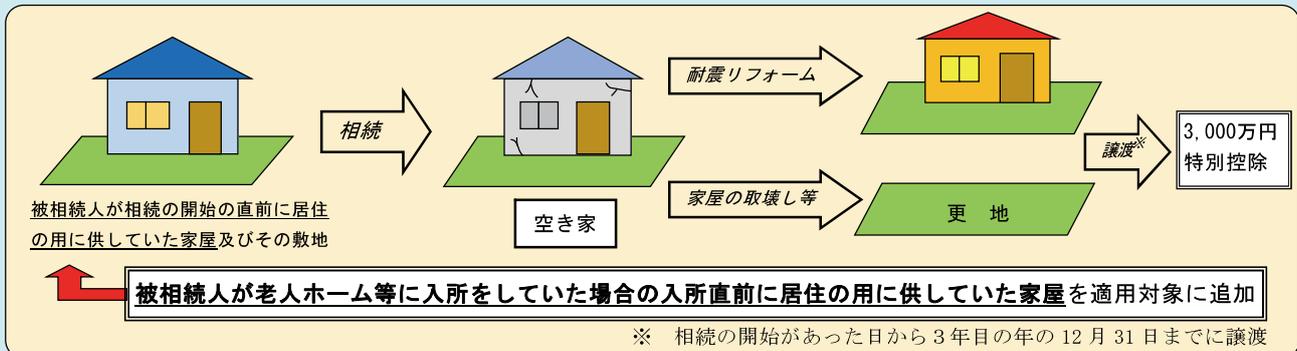
1 居住用財産の譲渡に関する改正

「居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例」について、適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の範囲に、被相続人の居住の用に供することができない一定の事由（以下「特定事由」^{（注1）}）により相続の開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていなかった場合（一定の要件^{（注2）}を満たす場合に限り）におけるその特定事由により居住の用に供されなくなる直前にその被相続人の居住の用に供されていた家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等を追加するとともに、その適用期限が令和5年12月31日まで4年延長されました（措法35③～⑤）。

（注1） 「特定事由」とは、次に掲げる事由をいいます（措令23⑥、措規18の2③）。

- (1) 介護保険法に規定する要介護認定等を受けていた被相続人その他これに類する被相続人が、①老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム、②介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院、③高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅（①の有料老人ホームを除きます。）に入居又は入所をしていたこと。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害支援区分の認定を受けていた被相続人が、同法に規定する障害者支援施設（施設入所支援が行われるものに限り）又は共同生活援助を行う住居に入所又は入居をしていたこと。

- 2 「一定の要件」とは、①特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなった時から相続の開始の直前まで、引き続きその被相続人居住用家屋が被相続人の物品の保管その他の用に供されていたこと、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の者の居住の用に供されていたことがないこと、②上記1(1)又は(2)の住居又は施設（以下単に「老人ホーム等」といいます。）に入所をした時から相続の開始の直前までの間に、被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる家屋がその老人ホーム等であることをいいます（措令23⑦）。



○ 被相続人居住用家屋の要件の改正の概要

被相続人居住用家屋の要件		老人ホーム等に入所をしていた場合の要件（改正後）
①	相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋であること	特定事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前においてその居住の用に供されていた家屋であること
②	昭和56年5月31日以前に建築された家屋（区分所有建物（マンション等）を除く。）であること	同左（改正なし）
③	相続の開始の直前において被相続人以外に居住者がいなかったこと	特定事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前において被相続人以外に居住者がいなかったこと
④	相続の開始の直前において被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物に限られること	特定事由により被相続人の居住の用に供されなくなる直前において被相続人が主としてその居住の用に供していたと認められる一の建築物に限られること

《適用時期》 この改正は、個人が平成31年4月1日以後に行う対象譲渡について適用されます。



令和元年5月
税務署 この社会あなたの税がいきている

2 土地・建物等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用対象に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定により行われた裁定に係る裁定申請書に記載された事業を行う事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（その裁定後に行われるものに限ります。）で、その譲渡に係る土地等がその事業の用に供されるものが追加されました（措法31の2②八の三）。
- イ その裁定申請書に記載された特定所有者不明土地又はその土地の上に存する権利
 - ロ その裁定申請書に添付された事業計画書に係る計画に記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又はその土地の上に存する権利（一定の事業に該当する場合におけるものを除きます。）
- 《適用時期》この改正は、令和元年6月1日以後に行う優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用されます。
- (2) 「収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例」等について、次の見直しが行われました。
- イ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する土地収用法の特例の規定に基づいて資産が収用され、補償金を取得する場合には、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等を適用することとされました（措法33①一、措令22②二）。
 - 《適用時期》この改正は、令和元年6月1日以後に資産が収用され、補償金を取得する場合について適用されます。
 - ロ 特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に準ずる事業のために買い取られる土地等であることにつき国土交通大臣等の証明を受けたものは、証明を受ける期限（平成31年3月31日）の到来をもって特例の対象から除外されました（旧措規14⑤四の八）。
- (3) 「特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除」について、次の場合が特例の適用対象に追加されました。
- イ 重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限ります。）に買い取られる一定の場合（措法34②四、措令22の7④⑤）
 - 《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。
 - ロ 農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例の規定により定められた農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、その農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合（措法34②七、措令22の7⑥）
 - 《適用時期》この改正は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）の施行の日以後に行う土地等の譲渡について適用されます。
- (4) 「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」の適用対象から、農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地利用集積円滑化団体に買い取られる場合が除外されました（措法34の2②二十五、措令22の8②九）。
- 《適用時期》農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以前に行った土地等の譲渡については、なお従前のとおりとなります。
- (5) 「農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除」の適用対象から、農用地区域内にある農地等を農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化事業のために農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合が除外されました（措令22の9①）。
- 《適用時期》農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以前に行った土地等の譲渡については、なお従前のとおりとなります。
- (6) 「国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税措置」の適用対象に、重要文化財（土地を除きます。）を文化財保護法に規定する文化財保存活用支援団体（一定のものに限ります。）に譲渡した一定の場合が追加されました（措法40の2、措令25の17の2②③）。
- 《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用されます。
- (7) 「債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例」について、債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものである場合において、同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることとの要件を満たすときは、その法人が金融機関から受けた事業資金の貸付けについてその貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため平成28年3月31日までの間に条件の変更が行われていることとの要件を不要とした上、その適用期限が令和4年3月31日まで3年延長されました（措法40の3の2①）。
- 《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行う贈与について適用されます。

【株式等を譲渡した場合の特例等についての改正（主なもの）】

1 NISA制度の改正

「NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」について、次の措置が講じられました（措法37の14）。

(1) 非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合について、次の措置が講じられました。

イ 非課税口座を開設している居住者等が出国により居住者等に該当しないこととなる場合には、これまでその非課税口座は廃止されていましたが、これらの者^(注1)に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする者が、その出国の日の前日までに、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に「継続適用届出書」の提出をした場合には、引き続き非課税措置を適用できるとされました^(注2、3)（措法37の14㉞㉟）。

(注) 1 出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第60条の2第1項（国外転出時課税）の規定の適用を受ける居住者は除かれます（措法37の14㉞）。

2 下記ロの「帰国届出書」の提出をした日と「継続適用届出書」の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日のいずれか早い日まで非課税措置が適用されます。

3 出国をした日から「帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等は、その非課税口座に受け入れることはできません（措法37の14㉞二、四、措令25の13㉞㉟）。

ロ 「継続適用届出書」の提出をした者が、帰国をした後、再びその非課税口座に上場株式等の受入れを行わせようとする場合には、その「継続適用届出書」の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに、その「継続適用届出書」の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に、「帰国届出書」の提出をしなければならないこととされました（措法37の14㉞）。

なお、同日までに「帰国届出書」の提出をしなかった場合には、同日にその非課税口座は廃止されることとなります（措法37の14㉞）。

《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に出国をする居住者等について適用されます。

(2) 非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に「非課税口座異動届出書」の提出をすることで、その非課税口座にその年に設けられた勘定を変更できる（非課税管理勘定（NISA）⇄累積投資勘定（つみたてNISA））こととされました。ただし、その「非課税口座異動届出書」を提出する日以前にその年分の勘定に既に上場株式等の受入れをしている場合には、その勘定を変更することはできません（措令25の13の2㉞㉟）。

《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に提出する「非課税口座異動届出書」について適用されます。

(3) 民法における成年年齢の引き下げを踏まえ、居住者等が非課税口座を開設することができる年齢要件がその年1月1日において18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられました（措法37の14㉞一）。

また、「ジュニアNISA（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）」における未成年者口座の開設をすることができる年齢要件も同様に、その年1月1日において18歳未満（改正前：20歳未満）に引き下げられました（措法37の14の2㉞一等）。

《適用時期》この改正は、令和5年1月1日以後に開設される非課税口座及び未成年者口座について適用されます。

2 ストックオプション税制の改正

「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例」について、中小企業等経営強化法の改正を前提として、次の措置が講じられました。

(1) 適用対象者の範囲に、株式会社等の取締役、執行役及び使用人以外の個人（中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等に該当するその株式会社が同法に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行う社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する社外高度人材で、その計画の実施時期の開始等の日から新株予約権の行使の日まで引き続き居住者である一定の者に限ります。以下「特定従事者」といいます。）が加えられました（措法29の2㉞）。

(2) この特例の適用を受けた特定従事者が国外転出の時に有する一定の特定株式については、その国外転出の時に権利行使時価額^(注)による譲渡があったものとみなされることとされた（措法29の2㉞）ほか、所要の措置が講じられました。

(注) 国外転出の時に有する特定株式の価額に相当する金額と新株予約権の行使をした日における特定株式の価額に相当する金額とのうちいずれか少ない金額をいいます。

《適用時期》これらの改正は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成31年4月1日現在未成立）の施行の日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる特定新株予約権に係る株式について適用されます。

3 株式等の譲渡に関するその他の改正

- (1) 「株式交換等に係る譲渡所得等の特例」の対象となる株式に、株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の株式が追加されました（所法57の4①、所令167の7①）。
《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行われる株式交換について適用されます。
- (2) 一般株式等又は上場株式等の譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税する事由から、次に掲げるものが除外されました（措法37の10③一、二、措法37の11③、措令25の8⑤⑥、所令112①、113①）。
イ 法人の株主等がその法人の合併により合併法人との間にその合併法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の合併
ロ 法人の株主等がその法人の分割により分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の分割
《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に行われる合併又は分割型分割について適用されます。
- (3) 「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が発行人等に対して役務の提供をした場合に発行人等から取得する上場株式等で、その役務の提供の対価として居住者等に生ずる債権の給付と引換えに居住者等に交付されるものが追加されました（措令25の10の2④二十六）。
《適用時期》この改正は、平成31年4月1日以後に発行人等に対する役務の提供の対価としてその発行人等から取得する上場株式等について適用されます。
- (4) 「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」及び「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」について次の措置が講じられました。
イ 適用対象となる特定株式の範囲から、内国法人のうち認可金融商品取引業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている銘柄（グリーンシート・エマージング区分）の株式を発行する等の要件を満たす株式会社により発行される株式が除外されました（旧措法37の13①三）。
《適用時期》平成31年3月31日までの払込みにより取得した株式については、なお従前のおりとなります。
ロ 適用対象となる沖縄振興特別措置法の指定会社に係る同法の規定に基づく指定期限が令和3年3月31日まで2年延長されました（措法37の13①三）。

【確定申告書等に係る添付書類等についての改正】

- 1 次に掲げる書類については、所得税の確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示することを要しないこととされました（旧所法120③四、旧所令262⑤等）。
- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
 - ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
 - ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
 - ④ 上場株式配当等の支払通知書
 - ⑤ 特定口座年間取引報告書^(注)
 - ⑥ 未成年者口座年間取引報告書（未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書）
 - ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書
- (注) その年中に特定口座以外で株式等の譲渡がないときは、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」（以下「計算明細書」という。）の添付に代えることができる旨の規定は引き続き存置された上、金融商品取引業者等から電子メール等により提供を受けた特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に印刷したもののについても、その添付をもって計算明細書の添付に代えることができることとされました（措令25の10の10⑦）。
- なお、電磁的記録印刷書面、いわゆるQRコード付きの「特定口座年間取引報告書」の添付をもって計算明細書の添付に代えることができる旨の規定は廃止されました。
- 2 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける際に確定申告書等に添付することとされていた相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類（相続税申告書第1表、第11表、第11の2表、第14表及び第15表の写し）については、添付することを要しないこととされました（措規18の18①）。
- 《適用時期》これらの改正は、平成31年4月1日以後に確定申告書等を提出する場合について適用されます。ただし、上記1（注）の改正は、令和元年分以後の所得税について適用され、平成30年分以前の所得税については、なお従前のおりとなります。

- このパンフレットは、平成31年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）を提供しておりますので、是非ご利用ください。

土地の売買や住宅用家屋等に係る 登録免許税の税率の軽減措置に関するお知らせ

平成31年（2019年）度の税制改正により、次の1の登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期限が平成33年（2021年）3月31日まで2年延長されました。

なお、次の2から4までの登録免許税の税率の軽減措置の適用期限は、平成32年（2020年）3月31日までとなります。

1 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減（租税特別措置法第72条第1項）

登記の種類	本則	軽減措置
所有権の移転の登記	2.0%	1.5%
所有権の信託の登記	0.4%	0.3%

2 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（租税特別措置法第72条の2）

登記の種類	本則	軽減措置
所有権の保存の登記	0.4%	0.15%

3 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減（租税特別措置法第73条）

登記の種類	本則	軽減措置
所有権の移転の登記	2.0%	0.3%

4 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減（租税特別措置法第75条）

登記の種類	本則	軽減措置
抵当権の設定の登記	0.4%	0.1%

（注）上記2から4までの軽減措置の適用を受けるには、登記の申請書に住宅用家屋の所在地の市区町村長の証明書（住宅用家屋の床面積が50㎡以上であること等の一定の要件を満たす旨の証明）を添付の上、当該住宅用家屋の新築又は取得後1年以内に登記を受けなければなりません。

平成31年分以後の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

平成31年4月 税務署

参 考

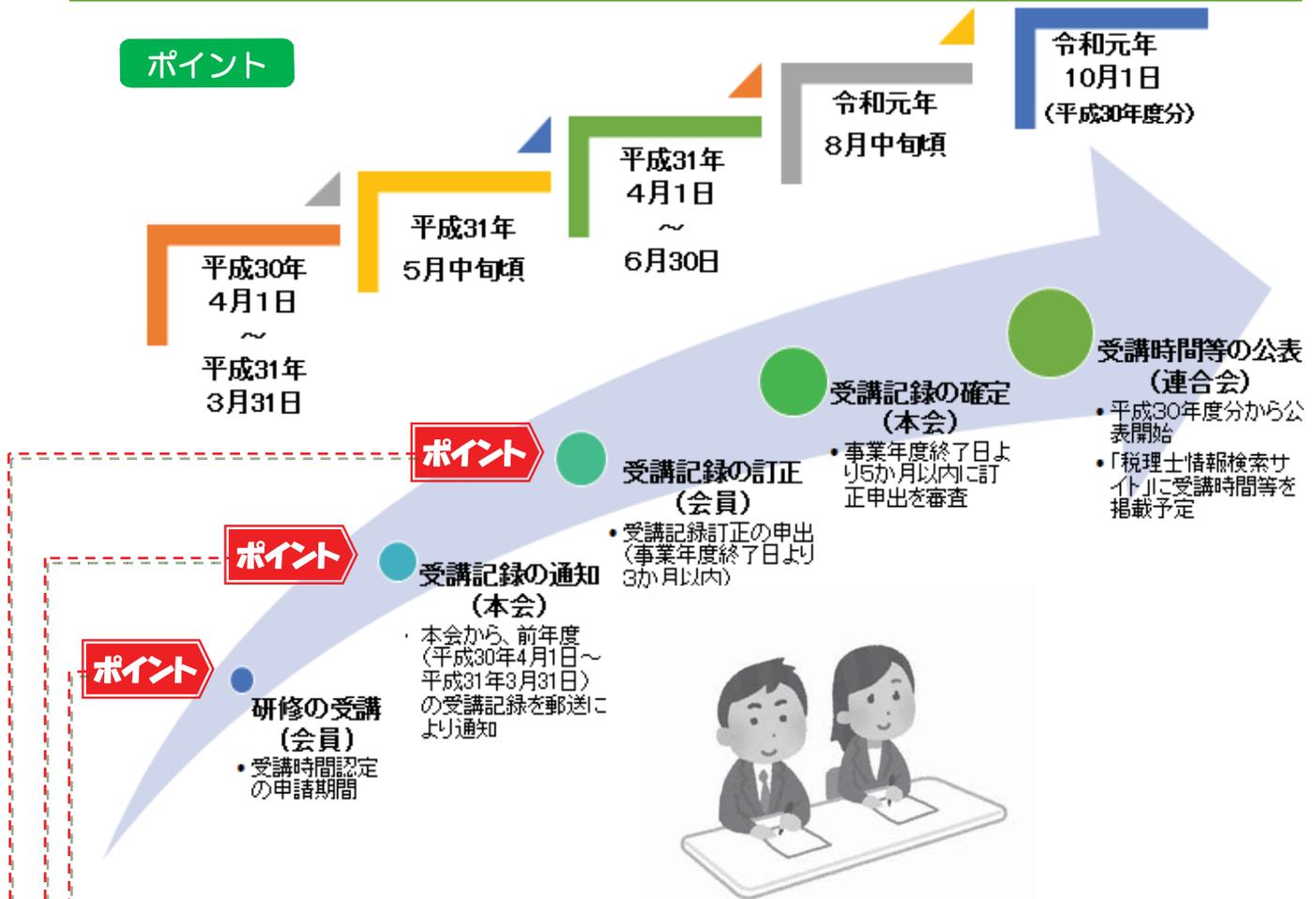
研修制度のご案内

1. 研修受講義務

税理士会員は、一事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）に、36時間以上の研修を受講しなければなりません（研修規則第2条、第5条）。

ただし、事業年度の途中で新規登録した会員については、登録した月の翌月からの月数按分した時間数となります（研修規則第5条第2項）。

2. 研修の受講、受講記録の確定から受講時間等の公表までの流れ



○ 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）において、36時間（研修の受講義務）以上の研修を受講しているか、研修受講管理システムで自己の受講時間を定期的に確認してください。

○ 「その他の研修」又は「マルチメディア方式の研修」を受講したときは、受講時間認定の申請を行ってください（令和元年度中に受講した当該研修の受講時間認定の申請は、必ず令和2年4月15日までに行ってください）。

○ 令和元年度の受講記録はを令和2年5月中旬頃に郵送により通知します。

○ 受講記録の訂正の対象は、本会や支部等が実施した研修（会場参加方式の研修に限る）の受講受付時において、本来自動的に記録、保存されるべき受講記録の過不足がある場合に限り、「その他の研修」や「マルチメディア方式の研修」の受講認定時間の申請漏れは訂正の対象外です。

3. 研修の種類及び受講時間算入制限

本会が実施する研修の種類及び受講時間算入制限は次のとおりです。

研修の種類	(副分類)	形態	算入の制限					
ポイント (1) 本会が主催、共催、協賛又は後援する研修 (2) 連合会が主催、共催、協賛又は後援する研修 (3) 支部等が主催、共催、協賛又は後援する研修 (4) 他税理士会が主催する研修等 (5) 関連団体が主催、共催、協賛又は後援する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・全国統一研修会 ・登録時研修 ・公開研究討論会 ・その他研修 	会場参加方式	受講時間の算入の制限なし					
	(6) 認定研修			<ul style="list-style-type: none"> ・大学等が実施する研修で、本会が認定したもの ・民間団体が実施する研修で、本会が特に認定したもの ・前号に規定する民間団体のうち、本会が特に認定した団体の実施するもの 	会場参加方式のみ			
				(7) その他の研修		<ul style="list-style-type: none"> ・大学等及び民間団体が実施する研修で、本会の認定を受けていないもの ・士業団体が実施する研修(税理士業務に隣接するものに限る。) ・他会が認めた研修 	ポイント 一事業年度につき <u>18時間</u> を限度	

※ 研修の講師を務めた場合は研修時間の3倍の時間が③「その他の研修」の受講時間として(18時間を限度)。なお、4.に記載する受講時間認定の申請は、主催者が研修受講管理システムにより行うため、原則不要です。

ポイント

- (1)～(5)「本会主催研修等」の日程等は、会報「近畿税理士界」に毎月同封しています。
(1)～(5)「本会主催研修等」は、直接会場に行って受講する会場参加方式と本会及び連合会のホームページにて配信等されているマルチメディア方式の研修を受講する方法の2種類があります。
- (1)～(5)「本会主催研修等」と(6)「認定研修」は受講時間算入の制限がありません。
(7)「その他の研修」は、一事業年度18時間までを限度に受講時間として算入されます。
- (6)「認定研修」と(7)「その他の研修」については、職業専門家として相応しい研修精度を保つため、一般納税者や経理担当者を主な受講対象者とする研修は除きます。
 - ・税務署が主催する「年末調整」の研修会などの主に一般企業の経理担当者を対象とする研修会は、受講時間に算入されません。
 - ・小学校等での租税教育の講師としての授業時間は、受講時間には算入されません。

4. 受講時間認定の申請及び研修の科目

(1) 受講時間認定の申請方法は次のとおりです。

申請方法	提出方法	申請期限	通知	
			認定の場合	否認の場合
	研修受講管理システム	受講日の翌月15日までに	2か月以内に審査し、「研修受講管理システム」に受講記録を追加	2か月以内に審査し、その結果を郵送
<p>ポイント</p> <p>【受講時間認定申請書(様式第6号)】</p>  <p>+</p> <p>開催案内など研修内容が確認できるものを添付</p>	メール、FAX、郵送等			

ポイント

- (7) 「その他の研修」又は「マルチメディア方式の研修」を受講したときは、各自で研修受講管理システム等により受講時間認定の申請を行ってください。

(2) 研修の科目の範囲は次のとおりです。

科目	備考
(1) 税理士法その他職業倫理に関するもの	税理士法、連合会会則、本会会則、支部規則、その他綱紀規則等に関する内容
(2) 租税法及び会計に関するもの	税理士業務等に資する内容
(3) 公益的業務に関するもの	成年後見制度、地方公共団体監査制度、公益社団法人等制度、NPO法人制度、登録政治資金監査人制度等に関する内容
(4) 情報処理に関するもの	税理士業務に必要な、コンピューター、インターネット及び電子情報技術等に関する内容
(5) 法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるもの	客観的な観点から認められる内容であること

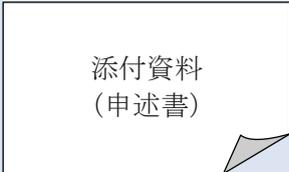
ポイント

- 受講時間認定の申請は、上記科目の範囲内の研修内容であることが必要です。

5. 受講義務免除の申請

税理士会員は、免除事由に該当する場合、本会に対し、一事業年度ごとに免除の申請をすることができます。申請方法は次のとおりです。

(1) 対象となる事由及び提出書類は次のとおりです。

対象となる事由	提出書類	
	申請書	添付書類
負傷又は疾病による療養	 十  添付資料 (申述書)	医師の診断書
震災、風水害、火災などの災害		り災証明書（もしくは申述書）
出産		母子手帳の写し
育児		母子手帳の写し＋申述書
介護など		介護認定書等＋申述書
報酬のある公職（法 43 条後段）		勤務証明書等
国会議員又は地方公共団体の議会の議員		議員であることを証する書類

(2) 申請期限及び提出書類は次のとおりです。

ポイント	申請期限	提出方法	提出先	通知
ポイント	事業年度終了日より <u>3か月以内</u>	郵送 ※「書留」、「簡易書留」推奨	本会	受理日から <u>2か月以内</u> に審査し、その結果を郵送

ポイント

- 平成 30 年度の受講義務免除の申請期限は 令和元年 6 月 30 日までです。
- 免除申請書は、所属支部を經由せず、直接 本会 に提出してください。

6. 各種申請書のご提出先／お問い合わせ

近畿税理士会 事務局 制度研究課(担当：研修部)

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL (06) 6941-6886 FAX (06) 6942-2182 e-mail: info_kensyu@kinzei.or.jp

研修受講管理システム利用マニュアル (受講記録の確認・登録)

1-1. 受講記録の確認方法について



近畿税理士会

税理士は、あなたの頼れるパートナー。

税理士の方へ

1. 研修受講管理システムにアクセス

(1) インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページにアクセスします。(http://www.kinzei.or.jp)

検索サイト google 等で検索する。



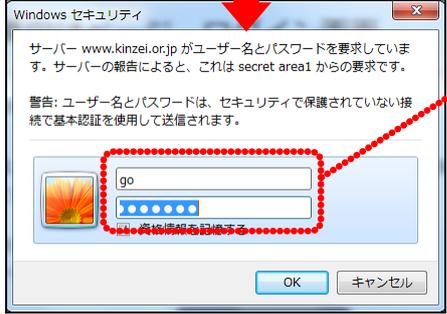
近畿税理士会

会員向けページ ログイン画面

近税パソネット21

(2) 「税理士の方へ」をクリックします。

(3) 会員向けページ ログイン画面に移動しますので、「近税パソネット21」をクリックします。



Windows セキュリティ

サーバー www.kinzei.or.jp がユーザー名とパスワードを要求しています。サーバーの報告によると、これは secret area1 からの要求です。

警告: ユーザー名とパスワードは、セキュリティで保護されていない接続で基本認証を使用して送信されます。

go

.....

OK キャンセル

(4) 「ユーザー名」と「パスワード」を入力します (会員以外には開示しないでください)。

ユーザー名 : go

パスワード : kinki

入力が終わりましたら「OK」ボタンを押してください。



近畿税理士会 会員向けサイト

研修情報

研修受講管理システム

(5) 研修情報の「研修受講管理システム」をクリックします。



近畿税理士会 会員向けサイト

研修受講管理システム

受講管理システム

(6) 「受講管理システム」バナーをクリックします。

1-2 受講記録の確認方法について



2. 研修受講管理システムにログイン

- (1) 研修受講管理システムに入る際には「登録番号」と「パスワード」の入力が必要になります。

登録番号:登録番号(5桁 or 6桁)
パスワード:(初期パスワード) 生年月日(8桁)
(例)19630223

入力が終わりましたら「ログイン」ボタンをクリックします。

※初めてログインする場合やパスワードを忘れて初期化した場合には、パスワード設定画面に移動します。

※パスワード設定画面の「現在のパスワード」は初期パスワード（生年月日）です。



- (2) ログイン完了後、トップページに移動します。画面左上に表示される自分のお名前（カタカナ）を確認願います。現時点での今年度の研修受講時間(*)が表示されます。

(*)円グラフ等で表示される研修受講時間は、毎日実施されるメンテナンス終了後に反映されます。



3. 研修受講記録の確認

- (1) 画面上部メニューの「年度別受講記録」をクリックすると、1事業年度（4月1日～3月31日）に受講した研修の受講記録を確認できます。

- (2) 確認したい事業年度(西暦)を入力し「出力」ボタンをクリックします。
 (例)平成30年度分を確認したい場合は「2018」と入力

《イメージ》 研修の受講記録 兼 受講時間算入の届出書

平成30年12月25日

会員名	支部	課支部	登録番号
丸山 302	支部	課支部	005001
受講日	研修会の主催者	研修会テーマ	受講時間
1	2018-04-30	近畿税理士会	1
2	2018-04-30	近畿税理士会	3.0
3	2018-06-14	近畿税理士会	6.0
(小計)			0.0 32.0 0.0 0.0
<合計>			32.0

- (3) 「はい」ボタンをクリックし、「ファイルを開く」を選択するとPDFが表示されます。

2-1 受講時間の認定申請方法について

(1) 「その他の研修」の場合

○ 受講記録を登録する

(1) 画面上部メニューの「自己申請」をクリックし、「その他の研修」受講認定申請をクリックします。

(2) 必要事項を入力し、「入力内容確認」ボタンをクリックします。

< 必要事項 >

- ①実施団体名
略称を使用せずに入力してください。
- ②日時
※講師としての申請の場合は、実際に講演した時間を入力してください。
- ③会場
- ④講師名
- ⑤研修テーマ
研修の科目がわかるよう詳しく入力してください。
(例) 正：相続税実務の留意点
誤：第5回研修会
- ⑥研修の概要
内容がわかるよう詳しく入力してください。
- ⑦受講分類
「受講者として」または「講師として」を選択してください。
- ⑧研修の種類
該当するものを選択してください。

以下の内容で登録します。よろしければ「登録」ボタンを押してください。

◆6号様式	
実施団体名	団体名を略さず入力
日時	2018年04月01日(日) 13:00~16:00 (時間数 / 3.0時間)
会場	詳細に入力
講師名	正確に入力
研修テーマ	研修の科目がわかるよう詳しく入力
研修の概要	具体的に入力
◆分類	
受講分類	受講者として
研修の種類	7-1.その他の研修 (大学等及び民間団体が実施)

戻る **登録**

(3) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。

確認 C-1000003

自己申請を登録します。よろしいですか?

はい いいえ

(4) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。「自己申請を登録しました。」と表示されれば登録完了です。

※当該登録内容については、本会での審査(認定)後、受講時間に反映されます。

2-2 受講時間の認定申請方法について

(2) 「マルチメディア方式の研修」の場合

近畿税理士会 研修受講管理システム

自己申請

マルチメディア受講認定申請

研修会検索

研修会タイトル	科目 I	科目 II	配信日	講師	認定時間	申請
(マルチメディア) プロフェッショナルセミナー『平成29年分 所得税確定申告の留意点』	税法 所得税		2018年02月06日(火)	税理士 赤坂 高司	3.0	申請
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を活用した電子申告研修会	その他業務関連 情報処理		2018年01月26日(金)	本会情報化対策 部長	2.5	申請済
中小企業経営改善計画策定支援研修会	その他業務関連		2018年01月25日(木)	中小企業部 田中 満行 氏	2.5	申請
(実務研修) 税務			2018年01月16日	税理士 松尾 三郎	3.0	申請済

○ 受講記録を登録する

(1) 画面上部メニューの「自己申請」をクリックし、「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

(2) 申請したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。
☆日税連主催研修会ビデオ(他会提供研修を含む)を視聴した場合は、配信欄の「○ 日税連」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

(3) 申請したい研修会の「申請」ボタンをクリックします。

※研修受講管理システムにログインし、研修会ビデオの視聴終了後に表示される「受講記録申請」又は「受講記録を登録する」ボタンをクリックした場合は、この申請画面に直接移動します。

以下の受講記録を登録します。よろしければ「登録確認」ボタンを押してください。

研修会タイトル : 中小企業経営改善計画策定支援研修会
 配信日時 : 2018年01月25日(木) 10:30~13:00
 認定時間 : 2.5時間
 受講日 : 例:2018/12/20
 研修会確認コード

戻る 登録確認

(4) 「受講日」(視聴した日)を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。
※研修会確認コードは空欄のままにしてください。

以下の受講記録を登録します。よろしければ「登録」ボタンを押してください。

研修会タイトル : 中小企業経営改善計画策定支援研修会
 配信日時 : 2018年01月25日(木) 10:30~13:00
 認定時間 : 2.5時間
 受講日 : 2018年12月20日(木)

戻る 登録

☆日税連主催研修会の受講記録の登録には、(動画内に表示される) 4桁の研修会確認コードを入力する必要があります。

(5) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。

確認 C-3060201

自己申請を登録します。よろしいですか?

はい いいえ

(6) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

(留意事項)
会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録の登録はできません。

ご都合にあわせて受講できます！

マルチメディア研修のご案内

業務や会場定員等で研修会を受講できない会員のために、本会が開催した各種研修会のテキスト・収録ビデオを「近税パソネット 21」>研修情報>マルチメディア研修/テキスト」に掲載していますので、ぜひご活用ください（講師都合により未収録の研修会を除く）。

なお、マルチメディア研修を受講された場合、当該収録時間がその研修の受講時間となりますので「研修受講管理システム」で受講時間の認定申請をお願いします。

○研修会収録ビデオの視聴方法



- (1) インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページにアクセスします。
(<http://www.kinzei.or.jp>)

検索サイト google 等で検索する。

近畿税理士会

検索

- (2) 「税理士の方へ」をクリックします。



- (3) 「近税パソネット 21」をクリックします。



- (4) 「ユーザー名」と「パスワード」を入力します(会員以外には開示しないでください)。

ユーザー名 : go

パスワード : kinki

入力が終わりましたら「OK」ボタンを押してください。



- (5) 「研修情報>マルチメディア研修/テキスト」をクリックします。

(6) 「近畿税理士会マルチメディア研修」バナーをクリックします。

☆日税連主催研修会（各税理士会提供研修を含む）は「受講管理システム」より視聴できます。
※詳細は次葉を参照願います。

(7) ビデオを開催年度・研修会種別ごとに掲載していますので、受講したい研修会種別の「表示」ボタンをクリックします。

(8) 選択した研修会種別のビデオタイトル一覧が表示されますので、視聴したい研修会の「視聴」ボタンをクリックします。

※視聴に際して「当日配布資料」（PDF）をダウンロードしてください。

法ゼミナール 非表示

開催日	研修時間	テーマ	講師	研修会資料	動画
8月20日	5	相続税法改正と相続税法	立命館大学法学部 教授 望月 爾 立命館大学法学部 准教授 安井 栄二	● 当日配布資料	前半視聴 後半視聴
7月24日	3	租税回避を認定し、これを否認する「打ち出の小槌」はない	関西大学名誉教授 村井 正	● 当日配布資料	視聴

地域研修会 表示

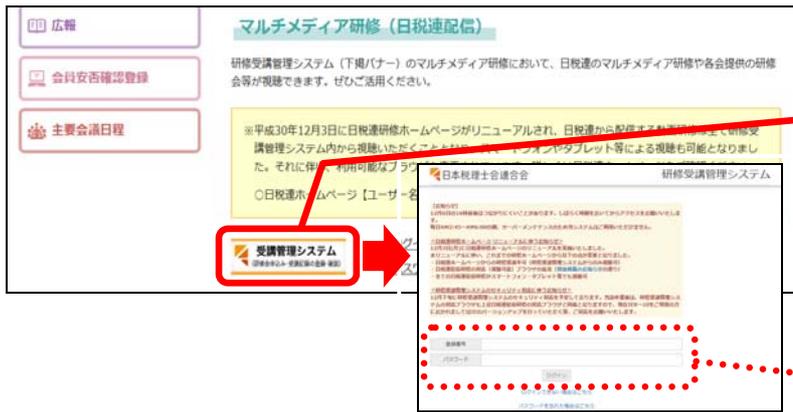
(9) 視聴ページが表示されますので、「▶（再生）」ボタンをクリックします。

○視聴後、研修受講時間として算入する場合は認定申請が必要です。

※視聴後に出る「受講記録申請」ボタンをクリックすると受講記録の申請画面へ移動します。

(10) 視聴終了後に表示される「受講記録申請」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。
※同申請方法（詳細）は次々葉を参照願います。

○日本税理士会連合会ビデオ研修のご案内



○研修受講管理システムにアクセスし、ログインします。

- (1) 「近税パソネット 21」>研修情報>マルチメディア研修/テキスト」にアクセスし、「受講管理システム」バナーをクリックします。
- (2) 研修受講管理システムにログインします。

ログイン方法

「登録番号」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

- ①初期パスワードは「西暦の生年月日(8桁)」です。(例) 19630223
- ②初めてログインする場合やパスワードを忘れて初期化した場合には、パスワード設定画面に移動します。
※パスワード設定画面の「現在のパスワード」は初期パスワードです。



○研修会ビデオを視聴する。

- (1) 「マルチメディア研修(日税連)」バナーをクリックします。
- (2) 視聴したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。
- (3) 視聴したい研修会のタイトルをクリックします。
- (4) 研修会詳細ページが表示されますので、「▶ (再生)」ボタンをクリックします。
- (5) 視聴ページが表示されますので、「▶ (再生)」ボタンをクリックします。

○視聴後、研修受講時間として算入する場合は認定申請が必要です。

- (6) 動画内に4桁の研修確認コードが表示されますので、同コードを控え、視聴後、受講記録の登録の際に入力してください。
- (7) すべての動画視聴終了後に表示される「受講記録を登録する」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。
※同申請方法(詳細)は次葉を参照願います。



○受講時間の認定申請方法について



○研修受講管理システムにアクセスし、ログインします。

※ログイン方法は前葉を参照願います。

(1) メニューの「自己申請」をクリックし、(プルダウンで表示された)「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

(2) 申請したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。

☆日税連主催研修会ビデオ(他会提供研修を含む)を視聴した場合は、配信欄の「○日税連」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

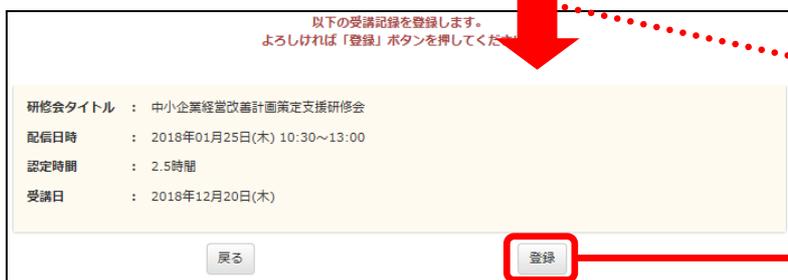
(3) 申請したい研修会の「申請」ボタンをクリックします。



※研修受講管理システムにログインし、研修会ビデオの視聴終了後に表示される「受講記録申請」又は「受講記録を登録する」ボタンをクリックした場合は、この申請画面に直接移動します。



(4) 「受講日」(視聴した日)を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。※研修会確認コードは空欄のままにしてください。



☆日税連主催研修会の受講記録の登録には、(動画内に表示される)4桁の研修会確認コードを入力する必要があります。

(5) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。



(6) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

(留意事項)

会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録の登録はできません。

創立30周年 新たな賛助会員 制度を開始いたしました

平成26年4月1日より
賛助会員制度を刷新
し、新サービスを開始
いたしました。
サービス向上に努め、大
幅に特典が充実してお
ります。
ぜひご入会ください。

会費(年額)

15,000 円～

普通会員: 15,000円
特別会員: 20,000円
法人会員: 30,000円
名誉会員: 10万円以上

賛助会員募集

会員特典

- ◆租税ゼミナールの受講料割引
- ◆機関誌「税研」の無料配布
- ◆「税務事例研究」年度版 CD-ROM
の無料配布
- ◆当センター刊行物の割引購入(2割引)
- ◆当センター刊行物の電子書籍サービス
- ◆図書室蔵書の貸出利用
(貸出冊数: 2冊、貸出期間: 2週間)
- ◆コピーサービスの利用
- ◆日税研通信ゼミ審査料免除

+

特別会員限定

- ◆研究紀要「日税研論集」の無料配布
- ◆当センター刊行物の割引購入(3割引)
- ◆図書室蔵書の貸出利用
(貸出冊数: 4冊、貸出期間: 4週間)
- ◆コピー代金の月末締請求を利用可能
- ◆税務相談室の優先利用

詳しい情報は下記Webサイトより
アクセスしてご覧ください。

日税研

検索

<http://www.jtri.or.jp>

日本で最大の
税に関する
民間シンクタンク

「税」の未来はここからかわる

公益財団法人日本税務研究センター

公益財団法人日本税務研究センターは、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的な調査研究を行い、それらを広く一般に公開することによりわが国の申告納税制度の進歩発展とその普及啓蒙等に資することを目的に活動しています。

研究者、実務家、税理士をはじめ、広く一般国民に向け、税務に関する有益な情報を提供しております。

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館1階

お問い合わせ **03-5435-0912**

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

賛助会員入会申込書

会員種別	特別会員又は普通会員をお選びください。 <input type="checkbox"/> 特別会員(年額 20,000円) <input type="checkbox"/> 普通会員(年額 15,000円)		
フリガナ			
氏 名			
所属税理士会	税理士会		
所属支部	支部		
税理士登録番号			
住 所	〒 _____		
電話番号	— —	FAX番号	— —
E-Mail	@		メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

〔入会手続について〕

1. 必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。
2. 後日、当センターからお送りする正式の入会申込書(兼口座振替依頼書)に所要事項をご記入し、ご返送ください。初年度の会費は、上記申込書に同封の専用払込用紙により払い込みください。
3. 当センターで確認後、会員証をお送りします。

--	--	--	--

日本税務研究センター使用欄	
---------------	--

